

平成25年度

地方税に関する参考計数資料

平成25年3月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	平成25年度地方税及び地方譲与税収入見込額	1
2	平成25年度税制改正による事項別増減収見込額	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	平成24年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調	40
14	超過課税の状況	44
15	平成24年度法定外税の実施状況	46
16	平成23年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	平成23年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	140
19	平成23年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況	142
20	平成23年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況	144
21	平成23年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況	152
	(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況(平成23年度)	162
22	県民経済計算	164
23	主要経済指標の推移	166

1 平成25年度地方税及び地方譲与税収入見込額

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成24年度 当初見込額 (A)	平 成 2 5 年 度							(G) の 構成割合 (%)				
		平成24年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成24年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)							
1. 道 府 県 税	138,479	570	139,049	△	1	△	47	△	48	139,001	522	100.4	40.8
2. 市 町 村 税	198,090	3,224	201,314		16	△	33	△	17	201,297	3,207	101.6	59.2
3. 合 計	336,569	3,794	340,363		15	△	80	△	65	340,298	3,729	101.1	100.0
地方法人特別譲与税	16,564	1,109	17,673			△	30	△	30	17,643	1,079	106.5	4.9
再 計	353,133	4,903	358,036		15	△	110	△	95	357,941	4,808	101.4	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成24年度 当初見込額 (A)	平 成 2 5 年 度							(G) の 構成割合 (%)			
		平成24年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成24年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)						
1. 道 府 県 税	121,202	608	121,810	0	△	47	△	47	121,763	561	100.5	35.8
2. 市 町 村 税	215,367	3,186	218,553	15	△	33	△	18	218,535	3,168	101.5	64.2
3. 合 計	336,569	3,794	340,363	15	△	80	△	65	340,298	3,729	101.1	100.0
地方法人特別譲与税	16,564	1,109	17,673		△	30	△	30	17,643	1,079	106.5	4.9
再 計	353,133	4,903	358,036	15	△	110	△	95	357,941	4,808	101.4	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成24年度 当初見込額 (A)	平成 25 年 度						平成24年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		平成24年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)取見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	54,520	647	55,167		△ 14	△ 14	55,153	633	101.2
個人均等割	594	1	595				595	1	100.2
所得割	45,106	566	45,672				45,672	566	101.3
法人均等割	1,360	△ 19	1,341				1,341	△ 19	98.6
法人税割	5,415	58	5,473		△ 14	△ 14	5,459	44	100.8
利子割	1,246	△ 66	1,180				1,180	△ 66	94.7
配当割	602	167	769				769	167	127.7
株式等譲渡所得割	197	△ 60	137				137	△ 60	69.5
2. 事業税	24,527	615	25,142		△ 33	△ 33	25,109	582	102.4
個人	1,629	49	1,678				1,678	49	103.0
法人	22,898	566	23,464		△ 33	△ 33	23,431	533	102.3
3. 地方消費税	26,466	184	26,650				26,650	184	100.7
譲渡割	19,356	△ 76	19,280				19,280	△ 76	99.6
貨物割	7,110	260	7,370				7,370	260	103.7
4. 不動産取得税	3,265	39	3,304				3,304	39	101.2
5. 道府県たばこ税	2,692	△ 982	1,710				1,710	△ 982	63.5
6. ゴルフ場利用税	477	9	486				486	9	101.9
7. 自動車取得税	2,068	△ 167	1,901	△ 1		△ 1	1,900	△ 168	91.9
8. 軽油引取税	8,902	331	9,233				9,233	331	103.7
9. 自動車税	15,677	△ 180	15,497				15,497	△ 180	98.9
10. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	20	△ 2	18				18	△ 2	90.0
普通税計	138,618	494	139,112	△ 1	△ 47	△ 48	139,064	446	100.3
(II) 目的税									
1. 狩猟税	17	△ 1	16				16	△ 1	94.1
目的税計	17	△ 1	16				16	△ 1	94.1
(III) 道府県税小計	138,635	493	139,128	△ 1	△ 47	△ 48	139,080	445	100.3
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 156	77	△ 79				△ 79	77	-
(V) 道府県税計	138,479	570	139,049	△ 1	△ 47	△ 48	139,001	522	100.4
地方法人特別譲与税	16,564	1,109	17,673		△ 30	△ 30	17,643	1,079	106.5
再計	155,043	1,679	156,722	△ 1	△ 77	△ 78	156,644	1,601	101.0

(単位：億円)

区 分	平成24年度 当初見込額 (A)	平成 25 年 度							(G) —×100 (A) (%)
		平成24年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成24年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通 税									
1. 市 町 村 民 税	87,302	826	88,128		△ 33	△ 33	88,095	793	100.9
個人均等割	1,781	1	1,782				1,782	1	100.1
所得 割	67,661	816	68,477				68,477	816	101.2
法人均等割	4,002	△ 87	3,915				3,915	△ 87	97.8
法人 税 割	13,858	96	13,954		△ 33	△ 33	13,921	63	100.5
2. 固 定 資 産 税	85,554	399	85,953	15		15	85,968	414	100.5
土 地	33,677	△ 140	33,537	5		5	33,542	△ 135	99.6
家 屋	35,278	745	36,023	9		9	36,032	754	102.1
償 却 資 産	15,680	△ 197	15,483	1		1	15,484	△ 196	98.8
純固定資産税小計	84,635	408	85,043	15		15	85,058	423	100.5
交 付 金	919	△ 9	910				910	△ 9	99.0
3. 軽 自 動 車 税	1,810	42	1,852				1,852	42	102.3
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,267	1,471	9,738				9,738	1,471	117.8
5. 鉱 産 税	18	0	18				18	0	100.0
6. 特 別 土 地 保 有 税	20	△ 7	13				13	△ 7	65.0
普 通 税 計	182,971	2,731	185,702	15	△ 33	△ 18	185,684	2,713	101.5
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	208	12	220				220	12	105.8
2. 事 業 所 税	3,479	64	3,543	△ 1		△ 1	3,542	63	101.8
3. 都 市 計 画 税	11,851	135	11,986	2		2	11,988	137	101.2
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	15,538	211	15,749	1		1	15,750	212	101.4
(III) 市 町 村 税 小 計	198,509	2,942	201,451	16	△ 33	△ 17	201,434	2,925	101.5
(IV) 東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	△ 419	282	△ 137				△ 137	282	-
(V) 市 町 村 税 計	198,090	3,224	201,314	16	△ 33	△ 17	201,297	3,207	101.6

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成24年度 当初見込額 (A)	平 成 25 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		平成24年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D) (E)	平成24年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	
1.地方揮発油譲与税	2,803	△ 47	2,756		2,756	△ 47	98.3
2.石油ガス譲与税	113	△ 3	110		110	△ 3	97.3
3.自動車重量譲与税	2,884	△ 188	2,696		2,696	△ 188	93.5
4.航空機燃料譲与税	127	13	140		140	13	110.2
5.特別とん譲与税	124	1	125		125	1	100.8
6.地方法人特別譲与税	16,564	1,109	17,673	△ 30	17,643	1,079	106.5
合 計	22,615	885	23,500	△ 30	23,470	855	103.8

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 平成25年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 住宅ローン控除の拡充				△ 167	△ 251	△ 418
				△ 167	△ 251	△ 418
2 法人事業税 日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置の廃止				1		1
				1		1
3 自動車取得税 先進安全自動車（ASV）に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 固定資産税			15			11
(1) コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設					11	11
(2) 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設					1	1
(3) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減					4	4
(4) その他					15	15
5 事業所税			1			1
木材取引市場又は製材等の加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
6 都市計画税			2			2
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減			2		2	2
7 納税環境整備 延滞金等の見直し				△ 67	△ 108	△ 175
				△ 67	△ 108	△ 175
合計	△ 1	16	15	△ 234	△ 347	△ 581
国税の税制改正に伴うもの	△ 47	△ 33	△ 80	△ 340	△ 252	△ 592
個人住民税				△ 7	△ 11	△ 18
法人住民税	△ 14	△ 33	△ 47	△ 98	△ 241	△ 339
法人事業税	△ 33		△ 33	△ 235		△ 235
再計	△ 48	△ 17	△ 65	△ 574	△ 599	△ 1,173
地方譲与税						
地方法人特別譲与税	△ 30		△ 30	△ 219		△ 219
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 78	△ 17	△ 95	△ 793	△ 599	△ 1,392

- (備考) 1. 上場株式等に係る配当等の3%軽減税率の適用期限(平成25年12月31日)が到来した後の本則税率(5%)適用に伴う増収見込額(平年度)は430億円である。
2. 個人住民税の住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、平成26年から29年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と、改正前の制度(平成25年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。
3. 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	4,956,122	101.4	3,700,109	101.3
7	5,045,943	101.8	3,689,367	99.7
8	5,159,439	102.2	3,801,609	103.0
9	5,212,954	101.0	3,822,945	100.6
10	5,109,192	98.0	3,689,757	96.5
11	5,065,992	99.2	3,643,409	98.7
12	5,108,347	100.8	3,718,039	102.0
13	5,017,106	98.2	3,667,838	97.2
14	4,980,088	99.3	3,638,901	99.2
15	5,018,891	100.8	3,681,009	101.2
16	5,027,608	100.2	3,701,166	100.5
17	5,053,494	100.5	3,741,251	101.1
18	5,091,063	100.7	3,781,903	101.1
19	5,130,233	100.8	3,812,392	100.8
20	4,895,201	95.4	3,550,380	93.1
21	4,739,339	96.8	3,443,848	97.0
22	4,800,980	101.3	3,523,103	102.3
23	4,732,826	98.6	3,467,557	98.4
24 実績 見 込	4,749,000	100.3	3,491,000	100.7
25 見 込	4,877,000	102.7	3,589,000	102.8

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成23年度までは「国民経済計算」による実績、平成24年度実績見込及び平成25年度見込は「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成25年2月28日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成23年度までは実績、平成24年度実績見込及び平成25年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成17年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成23年度までは実績、平成24年度実績見込及び平成25年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数17年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.4	103.7	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.2	110.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
7.6	122.6	12,061	106.1	4,499	117.9	31
8.6	113.2	13,425	111.3	5,272	117.2	32
8.6	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33
10.8	125.6	16,239	111.6	6,109	112.3	34
13.2	122.2	19,249	118.5	7,442	121.8	35
15.7	118.9	23,911	124.2	9,065	121.8	36
16.4	104.5	28,874	120.8	10,567	116.6	37
19.0	115.9	33,088	114.6	12,129	114.8	38
21.4	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
22.1	103.3	43,651	114.2	15,494	110.7	40
25.9	117.2	50,262	115.1	17,686	114.1	41
30.6	118.1	57,255	113.9	21,495	121.5	42
35.2	115.0	67,296	117.5	25,801	120.0	43
41.1	116.8	80,339	119.4	30,902	119.8	44
45.6	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45
46.4	101.8	119,095	121.3	42,358	112.9	46
51.2	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47
57.6	112.5	174,739	119.5	64,913	129.7	48
52.0	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
49.6	95.4	256,545	112.1	81,548	99.0	50
55.0	110.9	289,070	112.7	95,641	117.3	51
56.8	103.3	333,621	115.4	110,052	115.1	52
60.7	106.9	383,470	114.9	122,371	111.2	53
65.6	108.1	420,779	109.7	140,315	114.7	54
67.0	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55
68.3	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56
68.0	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57
71.8	105.6	523,069	102.3	198,413	106.5	58
77.8	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
79.7	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60
79.6	99.9	587,171	104.3	246,282	105.6	61
84.4	106.0	632,201	107.7	272,040	110.5	62
91.7	108.6	664,016	105.0	301,169	110.7	63
95.7	104.4	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
100.4	104.9	784,732	107.9	334,504	105.2	2
99.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
93.8	94.1	895,597	106.9	345,683	98.6	4
90.4	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2	5
93.2	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9	6
95.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
98.4	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
99.5	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
92.7	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
95.1	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
99.2	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
90.1	90.8	974,317	99.8	355,488	100.0	13
92.7	102.9	948,394	97.3	333,785	93.9	14
95.4	102.9	925,818	97.6	326,657	97.9	15
99.1	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
100.7	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
105.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
108.1	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
94.4	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
86.1	91.2	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
94.1	109.3	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
93.2	99.0	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
-	97.1	818,647	84.4	341,644	100.0	24 実績見込
				(358,025)	(100.2)	
-	103.4	819,154	100.1	345,226	101.0	25 見 込
				(362,869)	(101.4)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成22年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成24年度実績見込及び平成25年度見込は地方財政計画額（通常収支分）である。

5 地方税収入総額は、平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成25年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508) 百万円	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617) 億円	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(361,605) [355,206]	58.4 <43.6>	(42.9) [42.2]
12		527,209 <379,358>	(377,145) [368,005]	59.7 <43.0>	(42.7) [41.7]
13		499,684 <356,149>	(330,078) [321,060]	58.4 <41.6>	(38.6) [37.5]
14		458,442 <334,172>	(296,345) [287,309]	57.9 <42.2>	(37.4) [36.3]
15		453,694 <340,612>	(282,827) [272,765]	58.1 <43.6>	(36.2) [35.0]
16		481,029 <343,833>	(314,162) [303,113]	58.9 <42.1>	(38.5) [37.1]
17		522,905 <364,797>	(347,749) [332,569]	60.0 <41.9>	(39.9) [38.2]
18		541,169 <357,191>	(347,332) [339,172]	59.7 <39.4>	(38.3) [37.4]
19		526,558 <376,208>	(363,874) [360,754]	56.7 <40.5>	(39.2) [38.8]
20		458,309 <329,594>	(294,249) [288,858]	53.7 <38.6>	(34.5) [33.8]
21		402,433 <300,653>	(228,354) [223,734]	53.4 <39.9>	(30.3) [29.7]
22		【 395,693 】		【 52.5 】	
		437,074 <308,602>	(232,311) [228,479]	56.0 <39.6>	(29.8) [29.3]
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754 <315,890>	(255,824) [252,183]	56.9 <39.8>	(32.2) [31.8]
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24 実績見込		455,692 <324,119>	(265,505) [264,230]	57.2 <40.7>	(33.3) [33.1]
		【 439,105 】		【 55.1 】	
25 見込		468,190 <336,225>	(282,048) [280,793]	57.6 <41.3>	(34.7) [34.5]
		【 450,505 】		【 55.4 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成25年度見込は当初予算額である。
2 地方税は、平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成25年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
3 国税欄の<>内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の<>内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税		租 税 総 額		区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C		年度
601 百万円	35.3	1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557	35.7	1,559		8
632	34.5	1,834		10
757	20.5	3,690		14
879 (1,302) 百万円	15.1 (22.4)	5,810		16
986 (1,834)	7.9 (14.6)	12,527		20
1,883 億円 (2,968) 億円	24.8 (39.1)	7,585 億円		25
3,815 (5,636)	28.9 (42.8)	13,178		30
4,499 (6,386)	29.3 (41.6)	15,361		31
5,272 (7,597)	30.5 (43.9)	17,287		32
5,439 (8,003)	31.4 (46.1)	17,343		33
6,109 (9,027)	30.8 (45.5)	19,823		34
7,442 (10,914)	29.2 (42.9)	25,452		35
9,065 (13,537)	28.9 (43.2)	31,334		36
10,567 (15,750)	30.7 (45.7)	34,464		37
12,129 (18,292)	30.8 (46.4)	39,435		38
13,996 (20,942)	30.7 (45.9)	45,588		39
15,494 (23,156)	32.1 (48.0)	48,279		40
17,686 (26,576)	32.6 (48.9)	54,316		41
21,495 (32,037)	32.8 (49.0)	65,441		42
25,801 (37,662)	32.7 (47.7)	79,021		43
30,902 (46,566)	32.4 (48.8)	95,434		44
37,507 (56,691)	32.5 (49.2)	115,239		45
42,358 (63,414)	33.4 (50.0)	126,784		46
50,044 (75,708)	32.5 (49.2)	154,021		47
64,913 (99,149)	31.6 (48.3)	205,386		48
82,375 (126,587)	34.3 (52.8)	239,919		49
81,548 (117,540)	36.0 (51.9)	226,591		50
95,641 (137,401)	36.3 (52.1)	263,661		51
110,052 (160,303)	37.4 (54.5)	294,393		52
122,371 (181,335)	34.5 (51.1)	354,610		53
140,315 (201,556)	36.0 (51.7)	389,881		54
158,938 (239,148)	35.9 (54.0)	442,626		55
173,255 (263,121)	36.3 (55.1)	477,806		56
186,286 (265,132)	36.8 (52.4)	506,317		57
198,413 (276,561)	36.7 (51.2)	540,034		58
214,939 (308,683)	36.9 (53.0)	582,687		59
233,165 (335,973)	37.3 (53.8)	624,667		60
246,282 (348,458)	36.5 (51.6)	674,792		61
272,040 (388,028)	36.3 (51.7)	750,108		62
301,169 (433,154)	36.6 (52.6)	823,107		63
317,951 (486,024)	35.8 (54.7)	889,312		平 成 元 年 度
334,504 (510,442)	34.8 (53.0)	962,302		2
350,727 (525,922)	35.7 (53.5)	982,837		3
345,683 (506,498)	37.6 (55.1)	919,647		4
335,913 (495,637)	37.0 (54.6)	907,055		5
325,391 (465,128)	37.6 (53.7)	865,398		6
336,750 (479,173)	38.0 (54.1)	886,380		7
350,937 (507,431)	38.9 (56.2)	903,198		8
361,555 (530,105)	39.4 (57.8)	917,562		9
359,222 (508,224)	41.2 (58.3)	871,199		10
350,261 <475,235> (480,795) [487,194]	41.6 <56.4> (57.1) [57.8]	842,400		11
355,464 <503,315> (505,528) [514,668]	40.3 <57.0> (57.3) [58.3]	882,673		12
355,488 <499,023> (525,094) [534,112]	41.6 <58.4> (61.4) [62.5]	855,172		13
333,785 <458,055> (495,882) [504,918]	42.1 <57.8> (62.6) [63.7]	792,227		14
326,657 <439,739> (497,524) [507,586]	41.9 <56.4> (63.8) [65.0]	780,351		15
335,388 <472,584> (502,255) [513,304]	41.1 <57.9> (61.5) [62.9]	816,417		16
348,044 <506,152> (523,200) [538,380]	40.0 <58.1> (60.1) [61.8]	870,949		17
365,062 <549,040> (558,899) [567,059]	40.3 <60.6> (61.7) [62.6]	906,231		18
402,668 <553,018> (565,352) [568,472]	43.3 <59.5> (60.8) [61.2]	929,226		19
395,585 <524,300> (559,645) [565,036]	46.3 <61.4> (65.5) [66.2]	853,894		20
351,830 <453,609> (525,908) [530,528]	46.6 <60.1> (69.7) [70.3]	754,262		21
【 358,234 】	【 47.5 】	【 753,928 】		
343,163 <471,635> (547,926) [551,758]	44.0 <60.4> (70.2) [70.7]	780,237		22
【 357,323 】	【 45.8 】	【 780,198 】		
341,714 <477,578> (537,644) [541,285]	43.1 <60.2> (67.8) [68.2]	793,468		23
【 357,142 】	【 45.0 】	【 793,336 】		
341,644 <473,217> (531,831) [533,106]	42.8 <59.3> (66.7) [66.9]	797,336		24 実 績 見 込
【 358,025 】	【 44.9 】	【 797,130 】		
345,226 <477,191> (531,368) [532,623]	42.4 <58.7> (65.3) [65.5]	813,416		25 見 込
【 362,869 】	【 44.6 】	【 813,374 】		

業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付金は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

6 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和34年度	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24実績見込	1,005,366	818,647	81.4
25見 込	926,115	819,154	88.5

(注) 1 国の歳出は平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成25年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成23年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成24年度実績見込及び平成25年度見込は地方財政計画額(通常収支分)であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成23年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,700,109	540,007	325,391	865,398	14.6	8.8	23.4
7	3,689,367	549,630	336,750	886,380	14.9	9.1	24.0
8	3,801,609	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.8
9	3,822,945	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,689,757	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,667,838	499,684	355,488	855,172	13.6	9.7	23.3
14	3,638,901	458,442	333,785	792,227	12.6	9.2	21.8
15	3,681,009	453,694	326,657	780,351	12.3	8.9	21.2
16	3,701,166	481,029	335,388	816,417	13.0	9.1	22.1
17	3,741,251	522,905	348,044	870,949	14.0	9.3	23.3
18	3,781,903	541,169	365,062	906,231	14.3	9.7	24.0
19	3,812,392	526,558	402,668	929,226	13.8	10.6	24.4
20	3,550,380	458,309	395,585	853,894	12.9	11.1	24.1
21	3,443,848	402,433	351,830	754,262	11.7	10.2	21.9
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.5)	(10.4)	(21.9)
22	3,523,103	437,074	343,163	780,237	12.4	9.7	22.1
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(12.0)	(10.1)	(22.1)
23	3,467,557	451,754	341,714	793,468	13.0	9.9	22.9
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.6)	(10.3)	(22.9)
24 実績見込	3,491,000	455,692	341,644	797,336	13.1	9.8	22.8
		(439,105)	(358,025)	(797,130)	(12.6)	(10.3)	(22.8)
25 見 込	3,589,000	468,190	345,226	813,416	13.0	9.6	22.7
		(450,505)	(362,869)	(813,374)	(12.6)	(10.1)	(22.7)

(注) 1 国民所得は、平成23年度までは実績、平成24年度実績見込額及び平成25年度見込は「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成25年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成23年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成24年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成25年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
21	516	51	567	709
22	2,422	259	2,681	3,351
23	5,710	995	6,705	8,381
24	7,929	1,776	9,705	12,131
25	6,854	2,263	9,117	11,396
26	8,688	3,272	11,960	14,950
27	10,122	3,699	13,821	17,276
28	10,630	3,792	14,422	18,028
29	10,387	4,072	14,459	18,074
30	10,311	4,201	14,512	18,140
31	11,830	4,900	16,730	20,913
32	12,924	5,671	18,595	23,244
33	12,657	5,784	18,441	23,051
34	14,421	6,425	20,846	26,058
35	18,772	7,757	26,529	33,161
36	23,035	9,377	32,412	40,515
37	24,543	10,852	35,395	44,244
38	27,760	12,330	40,090	50,113
39	31,756	14,068	45,824	57,280
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24 実績見込	359,777	269,734	629,510	786,888
	(346,681)	(282,667)	(629,348)	(786,685)
25 見 込	369,644	272,562	642,206	802,758
	(355,681)	(286,491)	(642,173)	(802,716)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住人口調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成24年度及び平成25年度は、平成24年3月31日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分	租 税 総 額					
	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
年 度	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 2 年 度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
	793,468	100.0	547,421	69.0	246,045	31.0
	(793,335)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
24 実 績 見 込	797,335	100.0	551,873	69.2	245,462	30.8
	(797,129)	(100.0)	(551,667)	(69.2)	(245,462)	(30.8)
25 見 込	813,416	100.0	562,604	69.2	250,812	30.8
	(813,374)	(100.0)	(562,562)	(69.2)	(250,812)	(30.8)

区 分	国 税					
	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
年 度	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 2 年 度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
3	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7
4	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3
5	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6
6	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1
	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
	451,754	100.0	258,580	57.2	193,172	42.8
	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
24 実 績 見 込	455,692	100.0	263,114	57.7	192,578	42.3
	(439,105)	(100.0)	(246,527)	(56.1)	(192,578)	(43.9)
25 見 込	468,190	100.0	270,995	57.9	197,195	42.1
	(450,505)	(100.0)	(253,310)	(56.2)	(197,195)	(43.8)

地		方		税		区 分
総 額	比 率	直 接 税	間 接 税 等	金 額	比 率	
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
632百万円	100.0 %	587百万円	92.9 %	45百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883億円	100.0	1,601億円	85.0	282億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8	3
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1	4
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3	5
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9	6
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
341,644	100.0	288,759	84.5	52,884	15.5	24 実 績 見 込
(358,025)	(100.0)	(305,140)	(85.2)	(52,884)	(14.8)	
345,226	100.0	291,609	84.5	53,617	15.5	25 見 込
(362,869)	(100.0)	(309,252)	(85.2)	(53,617)	(14.8)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成25年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成23年度までは決算額、平成24年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成25年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自動車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の()内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地方税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方譲与税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国庫支出金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	その他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地方債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰越金
												都道府県計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地方税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方譲与税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国庫支出金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	その他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地方債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰越金
												市町村計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地方税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方譲与税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国庫支出金等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	その他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地方債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰越金
												合計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成19年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	20,793,974	43.1	49.9	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	177,468	0.4	0.4	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	178,317	0.4	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,176,235	16.9	19.6	
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	5,137,245	10.6	12.3	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	7,237,568	15.0	17.4	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,700,807	86.4	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	5,646,869	11.7	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	898,198	1.9	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	48,245,874	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	19,472,842	39.3	44.0	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	537,095	1.1	1.2	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	133,666	0.3	0.3	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	7,026,510	14.2	15.9	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	7,515,034	15.2	17.0	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	9,527,154	19.2	21.5	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	44,212,301	89.3	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	3,974,571	8.0	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,312,604	2.7	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	49,499,476	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	40,266,817	44.2	50.7	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	714,562	0.8	0.9	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	311,983	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	15,202,745	16.7	19.2	
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	10,254,113	11.2	12.9	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	12,635,930	13.9	15.9	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	79,386,150	87.1	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	9,584,445	10.5	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,210,802	2.4	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	91,181,397	100.0	—	

(単位 百万円)

平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
20,012,065	41.7	48.4	16,508,841	32.4	38.8	15,932,318	31.8	38.3	15,735,438	30.2	35.6	都道府県
162,330	0.3	0.4	810,283	1.6	1.9	1,593,264	3.2	3.8	1,703,659	3.3	3.9	地 方 税
292,888	0.6	0.7	216,047	0.4	0.5	156,631	0.3	0.4	143,621	0.3	0.3	地 方 譲 与 税
8,119,540	16.9	19.7	8,184,136	16.1	19.2	8,766,464	17.5	21.1	9,697,663	18.6	22.0	地 方 特 例 交 付 金
5,750,978	12.0	13.9	8,516,808	16.7	20.0	6,253,231	12.5	15.0	7,795,672	14.9	17.7	地 方 交 付 税
6,976,023	14.5	16.9	8,292,243	16.3	19.5	8,853,942	17.7	21.3	9,079,146	17.4	20.6	国 庫 支 出 金
41,313,824	86.0	100.0	42,528,358	83.4	100.0	41,555,850	83.0	100.0	44,155,199	84.7	100.0	そ の 他
5,981,676	12.4	—	7,755,661	15.2	—	7,809,867	15.6	—	7,021,238	13.5	—	小 計
750,317	1.6	—	684,181	1.3	—	700,395	1.4	—	970,018	1.9	—	地 方 債
48,045,817	100.0	—	50,968,200	100.0	—	50,066,112	100.0	—	52,146,455	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
19,546,461	38.9	43.4	18,674,113	34.9	39.6	18,384,012	34.1	38.9	18,435,978	33.7	38.0	地 方 税
516,496	1.0	1.1	486,267	0.9	1.0	475,925	0.9	1.0	466,252	0.9	1.0	地 方 譲 与 税
246,220	0.5	0.5	245,964	0.5	0.5	226,534	0.4	0.5	220,399	0.4	0.5	地 方 特 例 交 付 金
7,286,542	14.5	16.2	7,636,101	14.3	16.2	8,427,087	15.6	17.8	9,054,605	16.5	18.7	地 方 交 付 税
8,257,723	16.4	18.3	10,861,001	20.3	23.0	10,973,476	20.4	23.2	11,526,036	21.0	23.8	国 県 支 出 金
9,213,110	18.3	20.4	9,269,697	17.3	19.7	8,815,047	16.4	18.6	8,766,662	16.0	18.1	そ の 他
45,066,552	89.7	100.0	47,173,143	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	48,469,932	88.5	100.0	小 計
3,970,672	7.9	—	4,666,867	8.7	—	5,184,960	9.6	—	4,778,775	8.7	—	地 方 債
1,176,303	2.3	—	1,714,707	3.2	—	1,366,984	2.5	—	1,527,639	2.8	—	繰 越 金
50,213,527	100.0	—	53,554,717	100.0	—	53,854,025	100.0	—	54,776,346	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,558,526	42.9	49.2	35,182,954	35.8	42.1	34,316,330	35.2	41.6	34,171,416	34.1	39.8	地 方 税
678,826	0.7	0.8	1,296,551	1.3	1.6	2,069,189	2.1	2.5	2,169,911	2.2	2.5	地 方 譲 与 税
539,108	0.6	0.7	462,011	0.5	0.6	383,165	0.4	0.5	364,020	0.4	0.4	地 方 特 例 交 付 金
15,406,082	16.7	19.2	15,820,237	16.1	18.9	17,193,551	17.6	20.8	18,752,268	18.7	21.9	地 方 交 付 税
11,615,285	12.6	14.5	16,765,312	17.0	20.1	14,234,558	14.6	17.3	15,961,503	16.0	18.6	国 庫 支 出 金 等
12,566,944	13.6	15.6	14,043,706	14.3	16.8	14,277,809	14.6	17.3	14,392,600	14.4	16.8	そ の 他
80,364,771	87.2	100.0	83,570,771	85.0	100.0	82,474,602	84.6	100.0	85,811,718	85.8	100.0	小 計
9,922,067	10.8	—	12,396,036	12.6	—	12,969,520	13.3	—	11,760,270	11.8	—	地 方 債
1,926,621	2.1	—	2,398,888	2.4	—	2,067,379	2.1	—	2,497,658	2.5	—	繰 越 金
92,213,459	100.0	—	98,365,695	100.0	—	97,511,501	100.0	—	100,069,646	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—		—		—		—		—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	—	—	—	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個 人 分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法 人 分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個 人 分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税 (遊 興 飲 食 税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自 動 車 税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	釧 路 区 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 税
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋 税
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産 税
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	釧 路 産 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	1.3	279	2.5	267	2.8	280	2.9	水 利 地 益 税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉱区税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422	1.7	474	1.6	558	1.5	561	1.0	586	0.9
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33	1.7	77	1.6	40	1.5	18	1.0	20	0.9
自動車取得税	—		—		—		—		—	
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	299	305			
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉱産税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283	2.8	312	2.8	308	2.7	312	2.6	309	2.7
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割
								197,116	11.4	{ 所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割
								125,112	7.2	{ 法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娛 楽 施 設 利 用 税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
										{ (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自 動 車 税
825		802		846		878		861		鉦 区 税
393		435		491		546		604		{ 狩 猟 者 登 録 税
										{ (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法 定 外 普 通 税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道 府 県 固 定 資 産 税
15		2		1		1		15		旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自 動 車 取 得 税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽 油 引 取 税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地 地 税
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋 地 税
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産 税
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純 固 定 資 産 税 小 計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市 町 村 た ば こ 消 費 税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土 地 税	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋 税	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電 気 税	—	—	—	—	—	—	—	—	147,039	3.7
（電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	鉾 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
183		355		821		3,401		4,589		法定外普通税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道府県固定資産税
6		4		1		3		0		旧法による税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	自動車取得税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽油引取税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地 税
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋 税
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産 税
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉾 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事業所税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉱区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉱産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率							
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉾区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉾産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個 人 均 等 割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所 得 割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法 人 均 等 割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法 人 税 割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利 子 割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事 業 税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個 人 分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨 物 割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不 動 産 取 得 税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道 府 県 た ば こ 税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自 動 車 税
613		594		580		537		492		鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽 油 引 取 税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個 人 均 等 割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所 得 割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法 人 均 等 割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法 人 税 割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固 定 資 産 税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽 自 動 車 税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個 人 均 等 割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所 得 割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法 人 均 等 割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法 人 税 割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利 子 割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配 当 割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株 式 等 譲 渡 所 得 割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個 人 分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法 人 分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個 人 均 等 割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所 得 割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法 人 均 等 割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法 人 税 割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

（単位 百万円）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6
釧 区 税	394		393		386	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131	
旧法による税	12		7		5	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0
市町村税						
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863	
事業所税	327,465		329,464		338,988	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0
水利地益税	37		34		33	
共同施設税	—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度	
	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貨物割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
鉦区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96
法定外税及び旧法による	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102
市町村税																
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101
電気	-	-	-	-	-	-	-	101	-	148	-	105	-	-	-	-
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-
ガス	-	-	-	-	-	-	-	80	-	153	-	99	-	-	-	-
鉦産	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97
木材引取	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
法定外税及び旧法による	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51
入湯	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98
都市計画	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106
水利地	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100
共同施設	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104
地方	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。
 2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。
 なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。
 また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		区 分	
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比		
	%		%		%		%		%		%		%		%	道府県税	
18,995	125	15,133	105	16,838	111	26,228	156	26,332	100	24,338	92	23,116	95	22,827	99	道府県民税	
1,460	99	1,667	114	2,018	121	2,163	107	2,361	109	2,428	103	2,397	99	2,425	101	個人均等割	
1,187	97	1,116	104	1,238	111	2,299	186	2,448	106	2,419	99	2,239	93	2,200	98	所得割	
19,548	103	21,316	102	21,557	101	21,933	102	21,781	99	21,295	98	21,757	102	21,754	100	法人均等割	
554	109	658	114	777	118	828	107	733	89	434	59	489	113	511	104	法人税割	
147	334	20	65	18	90	24	133	23	96	19	83	17	89	14	82	利子割	
-	-	180	180	256	142	300	117	128	43	106	83	133	125	148	111	配当割	
-	-	238	238	210	88	197	94	46	23	48	104	44	92	36	82	株式等譲渡所得割	
5,139	105	6,099	113	6,924	114	7,231	104	6,726	93	3,605	54	3,025	84	3,003	99	事業税	
1,105	97	1,069	100	1,073	100	1,082	101	1,074	99	1,010	94	912	90	889	97	(個人分)	
6,488	106	7,780	114	8,880	114	9,286	105	8,615	93	4,473	52	3,731	83	3,710	99	(法人分)	
99	102	100	98	103	103	101	98	97	96	95	98	104	109	100	96	地方消費税	
98	101	93	95	92	99	88	96	82	93	87	106	94	108	88	94	譲渡割	
103	107	144	109	172	119	179	104	189	106	145	77	162	112	176	109	貨物割	
10,865	98	9,139	104	9,299	102	9,288	100	8,537	92	7,749	91	7,264	94	6,548	90	不動産取得税	
2,934	102	2,867	97	2,925	102	2,895	99	2,743	95	2,602	95	2,669	103	3,057	115	道府県たばこ税	
5,510	93	4,197	97	4,175	99	4,080	98	4,049	99	3,948	98	3,697	94	3,425	93	ゴルフ場利用税	
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	特別地方消費税	
651	100	635	100	641	101	595	93	513	86	324	63	269	83	235	87	自動車取得税	
20,954	96	18,843	99	18,231	97	17,940	98	15,943	89	15,762	99	15,928	101	16,169	102	軽油引取税	
22,471	101	22,322	102	21,975	98	21,872	100	21,406	98	21,070	98	20,574	98	20,341	99	自動車税	
100	99	86	100	86	100	85	99	84	99	83	99	83	100	81	98	鉦区税	
511	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	狩猟者登録税
4,024	113	8,832	104	9,204	104	6,775	74	7,172	106	7,483	104	8,331	111	4,854	58	法定外税及び旧法による税	
518	82	762	100	465	61	661	142	816	123	861	106	241	28	145	60	道府県固定資産税	
415	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入猟税
-	-	385	98	385	97	340	88	323	95	311	96	292	94	278	95	狩猟税	
10,598	107	10,354	105	11,101	107	12,692	114	12,191	96	9,965	82	9,538	96	9,380	98	計	
																	市町村税
11,116	98	11,028	106	12,270	111	13,939	114	13,788	99	12,337	89	11,829	96	11,762	99	市町村民税	
1,525	99	1,983	111	2,232	113	2,283	102	2,333	102	2,361	101	2,332	99	2,330	100	個人均等割	
11,892	96	11,127	104	12,172	109	14,282	117	14,578	102	14,380	99	13,273	92	13,058	98	所得割	
42,973	103	43,998	102	44,226	101	44,950	102	45,111	100	43,856	97	45,047	103	45,086	100	法人均等割	
11,495	106	13,246	114	15,676	118	16,788	107	15,081	90	8,857	59	9,937	112	10,303	104	法人税割	
8,189	97	8,027	101	7,764	97	7,907	102	8,040	102	8,038	100	8,117	101	8,121	100	固定資産税	
8,652	99	7,865	98	7,839	100	7,861	100	7,877	100	8,007	102	8,027	100	7,936	99	土地	
7,465	94	8,103	104	7,461	92	7,741	104	8,019	104	7,886	98	8,139	103	8,325	102	家屋	
8,431	99	7,676	99	7,773	101	7,868	101	7,969	101	7,984	100	7,790	98	7,583	97	償却資産	
8,191	108	9,194	109	9,243	101	9,037	98	9,061	100	9,124	101	9,199	101	9,239	100	交付金	
-	-	115	115	105	91	102	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	納付金
6,119	105	7,417	104	7,706	104	8,011	104	8,264	103	8,518	103	8,696	102	8,833	102	軽自動車税	
4,500	100	4,397	97	4,484	102	4,437	99	4,205	95	3,988	95	4,097	103	4,679	114	市町村たばこ税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガス
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガス税
90	97	90	110	97	108	109	112	112	103	113	101	101	89	109	108	鉦産	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	木材引取
39	89	4	57	3	75	4	133	4	100	2	50	3	150	1	33	特別土地保有	
51	90	300	120	276	92	335	121	329	98	266	81	339	127	360	106	法定外税及び旧法による税	
6,680	101	6,962	101	7,146	103	7,053	99	6,773	96	6,511	96	6,385	98	5,961	93	入湯	
404	101	371	102	377	102	390	103	403	103	409	101	411	100	423	103	事業所	
41,854	96	39,156	100	37,529	96	38,157	102	38,900	102	39,140	101	39,869	102	40,251	101	都市計画	
49	98	17	58	16	94	15	94	13	87	12	92	11	92	10	91	水利地益	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	共同施設
8,515	98	8,351	103	8,609	103	9,215	107	9,227	100	8,757	95	8,655	99	8,692	100	計	
9,318	101	9,123	104	9,569	105	10,555	110	10,369	98	9,222	89	8,995	98	8,957	100	地方	

- 3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 6 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	所 得 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成24年度において、
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
第 一 事 業 種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
第 二 事 業 種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
第 三 事 業 種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
普 通 法 人	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人	公益法人等	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	人格なき社団等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	清算法人	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	特定信託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課 税 入 法 人 額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	法 人 均 等 割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
税割	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
資産税	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成24年度においては速報値である。

12	17	18	19	20	21	22	23	24
46,570,162 人	55,400,971 人	59,191,562 人	59,846,597 人	60,381,477 人	60,456,903 人	59,359,667 人	59,298,394 人	59,398,942 人
51,634,930	51,361,677	55,037,980	55,627,624	56,094,654	56,108,704	54,773,740	54,682,444	54,849,689

いは速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	18	19	20	21	22	23
1,030,237 人	909,915 人	891,468 人	874,348 人	854,812 人	779,828 人	684,352 人	675,657 人
32,695	21,033	18,788	19,313	21,478	23,368	20,950	24,477
1,062,932	930,948	910,256	893,661	876,290	803,196	705,302	700,134
1,355 人	1,021 人	1,062 人	1,031 人	1,076 人	892 人	898 人	953 人
81	34	30	15	17	23	20	23
1,436	1,055	1,092	1,046	1,093	915	918	976
194,654 人	181,613 人	179,029 人	179,366 人	180,536 人	172,763 人	159,715 人	157,397 人
6,450	4,406	4,713	4,814	5,128	5,535	5,151	5,809
201,104	186,019	183,742	184,180	185,664	178,298	164,866	163,206
1,265,472	1,118,022	1,095,090	1,078,887	1,063,047	982,409	871,086	864,316

12	17	18	19	20	21	22	23
122,128 人	126,662 人	128,503 人	129,904 人	130,603 人	129,918 人	128,048 人	127,518 人
2,354,731	2,381,754	2,402,347	2,413,968	2,404,461	2,387,255	2,366,730	2,353,635
2,476,859	2,508,416	2,530,850	2,543,872	2,535,064	2,517,173	2,494,778	2,481,153
87,289 人	89,462 人	91,134 人	96,378 人	93,528 人	92,793 人	92,726 人	92,866 人
31,792	43,080	45,696	48,134	48,933	50,357	52,503	53,034
7,158	12,151	12,406	12,999	13,074	12,875	12,820	12,951
30,692	34,111	35,718	36,282	38,106	39,729	37,272	32,785
	416	1,107					
149 人	143 人	153 人	159 人	173 人	172 人	189 人	198 人
950	1,221	1,208	1,317	1,550	1,585	1,682	2,001
1,099	1,364	1,361	1,476	1,723	1,757	1,871	2,199
2,634,889	2,689,000	2,718,272	2,739,141	2,730,428	2,714,684	2,691,970	2,674,988

12	17	18	19	20	21	22	23	24
3,563,841 人	3,670,576 人	3,687,871 人	3,714,524 人	3,760,852 人	3,688,980 人	3,741,322 人	3,691,449 人	3,687,550 人
3,412,841	3,508,610	3,531,117	3,562,851	3,590,826	3,611,162	3,586,740	3,574,473	3,573,744
43,096,333	45,551,292	45,691,272	46,163,101	46,794,056	47,266,179	47,530,329	47,338,984	47,858,532

13 平成 24 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 24 年 4 月 1 日現在)による。
 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。
 3 平成 24 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
 夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)
 4 平成 24 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
 名古屋市 5.7% (平成 24 年度から) 金武町 5.4% (平成 24 年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
 2 平成 24 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
 夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)
 3 平成 24 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
 名古屋市 2,800 円 (平成 24 年度から) 金武町 2,700 円 (平成 24 年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課 税 団 体
		12.4% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	22
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	101	2	10	9	235	256	357	150
人口 5 万未満の市	72	6	6	7	144	163	235	17
町 村	545	9	20	27	300	356	901	31
合 計	720	17	36	43	683	779	1,499	220
構 成 比	48.0%	1.1%	2.4%	2.9%	45.6%	52.0%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	378	—	1	—	127	128	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,330	1	4	1	380	386	1,717	2
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.5%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	371	—	2	—	133	135	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,323	1	5	1	386	393	1,717	2
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.3%	0.1%	22.5%	22.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	135	136	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,321	1	4	1	389	395	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	135	136	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,321	1	4	1	389	395	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	137	138	506	1
人口 5 万未満の市	—	180	—	1	—	70	71	251	—
町 村	—	751	—	2	1	179	182	933	—
合 計	1	1,319	1	4	1	391	397	1,717	2
構 成 比	0.1%	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	14
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	467	92.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	40	7.9	507	100.0	220
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	40	7.9										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	205	81.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	44	17.5	252	100.0	155
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	47	18.7										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	54	5.8	932	100.0	290
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	17	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	71	7.6										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,562	90.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	138	8.0	1,720	100.0	679
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	20	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	158	9.2										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算		昭和50年度 決算		昭和51年度 決算		昭和52年度 決算		昭和53年度 決算		昭和54年度 決算		昭和55年度 決算		昭和56年度 決算		昭和57年度 決算	
	昭和48年度 決算	団体 数	超過 課税額																
道府県民税	該当	1	(-)	20	4,616	42	37,900	44	53,841	44	56,575	44	68,294	44	79,876	45	89,712	45	93,873
法人税割																			
事業税																			
法人税割		1	11,335	2	38,453	4	53,670	5	71,994	5	88,504	6	107,545	7	129,712	7	141,934	7	148,568
自動車税	なし		(該当なし)	1	796	1	1,109	1	1,003	1	1,274	1	1,311	1	1,180	1	1,051	1	928
合計		-	11,335	-	43,865	-	92,679	-	126,838	-	146,353	-	177,150	-	210,768	-	232,697	-	243,369

税目	平成5年度 決算	平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		
	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額		
道府県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776		
法人税割	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537
事業税																				
法人税割	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
合計	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算	平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361	223,930	239,376	241,074
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24	26	22	20
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290	14,020	13,990	14,058
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047	209,884	225,364	226,996
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068	42,419	40,858	41,470
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337	12,614	12,733	12,820
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571	18,351	17,067	17,684
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160	11,454	11,058	10,966
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436	439	443	457
鉱産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32	11	11	13
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28	24	22	24
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925	266,823	280,710	283,038

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算	平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364	419,590	462,972	471,157

(単位 百万円)

昭和58年度 決算		昭和59年度 決算		昭和60年度 決算		昭和61年度 決算		昭和62年度 決算		昭和63年度 決算		平成元年度 決算		平成2年度 決算		平成3年度 決算		平成4年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額																	
45	95,294	46	111,826	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	45	121,606	45	100,328	道府県民税 法人税割
7	148,499	7	168,770	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	7	172,714	7	142,982	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	243,793	-	280,596	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	-	294,320	-	243,310	合計
平成15年度 決算		平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		平成21年度 決算		平成22年度 決算		平成23年度 決算		平成24年度 決算見込		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額																	
1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	31	18,530	33	19,749	道府県民税 個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	1	2,470	1	2,555	所得割
2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985	31	9,367	33	9,493	法人均等割
46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400	46	85,987	46	90,564	法人税割 事業税
7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702	8	91,047	8	95,750	法人
1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8	1	13	1	14	自動車税
-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040	-	207,414	-	218,125	合計

(単位 百万円)

平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込	税 目
199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	202,011	220,749	227,951	197,004	市町村民税
19	20	-	-	-	2	2	1,498	1,690	1,617	1,614	個人均等割
-	-	-	-	-	29	24	75	70	67	70	所得割
13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	14,601	15,314	15,416	14,322	法人均等割
186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	185,836	203,675	210,851	180,998	法人税割
41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,706	37,189	35,756	34,066	固定資産税
12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,339	12,071	11,156	11,008	土地
18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,813	16,068	15,821	14,464	地
10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,554	9,051	8,779	8,594	屋
468	483	501	528	497	509	564	666	715	729	736	償却資産
5	9	9	9	9	9	7	8	9	10	11	軽自動車税
26	25	21	24	23	23	24	23	23	24	26	釵産税
242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	240,413	258,685	264,469	231,843	入湯税
											合計

(単位 百万円)

平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込	税 目
400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	419,773	467,725	471,883	449,968	合計

15 平成24年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成25年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H24.4.1) 994
2	福井県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H23.11.10)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW(3ヶ月)	1,016
3	福島県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額及び重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H24.12.30失効) 848
4	愛媛県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 0
5	佐賀県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.4.1施行 (H21.4.1) 0
6	島根県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 0
7	静岡県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 182
8	鹿児島県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 0
9	宮城県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 0
10	新潟県	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の14.5	S59.11.15施行 (H21.11.15) 1,410
11	北海道	核燃料料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 540
12	石川県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H24.10.8)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3ヶ月)	0

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
13	茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉への核燃料の挿入	①原子炉に挿入した 核燃料の価額	①原子炉設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の13	S53. 10. 18施行 (H21. 4. 1) 605
			②使用済燃料の受入れ	②使用済燃料の原子核分裂前 のウランの重量	②再処理事業者		②46,000円/kg	
			③高放射性廃液の保管	③高放射性廃液の数量	③再処理事業者		③1,219,000円/m ³	
			④ガラス固化体の保管	④ガラス固化体の容器の数量	④再処理事業者		④1,219,000円/本	
			⑤放射性廃棄物の発生	⑤放射性廃棄物の容器の容量	⑤原子力事業者		⑤81,100円/m ³	
			⑥放射性廃棄物の保管	⑥放射性廃棄物の容器の容量	⑥原子力事業者		⑥3,900円/m ³	
14	青森県	核燃料物質等 取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①19,100円/kg	H3. 9. 28施行 (H24. 4. 1) 14,618
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW (3ヶ月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した 核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に 係る原子核分裂をさせる 前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る 原子核分裂をさせる前の ウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体 に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥27,500円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦845,400円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、法人税の修正申告等に伴う更正により、平成23年度の税込額が約3百万円発生している。

(2) 市町村法定外普通税

平成25年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
1	神奈川県 中井町	砂利 採取税	砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	洗浄した 砂利 1m ³ …30円 その他 1m ³ …15円	S47.6.1施行 (H24.5.31失効) 5
2	神奈川県 山北町	砂利 採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1m ³ …10円 砂利 1m ³ …15円	S57.4.1施行 (H24.4.1) 6
3	静岡県 熱海市	別荘等 所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1m ² …年 650円	S51.4.1施行 (H23.4.1) 550
4	福岡県 太宰府市	歴史と 文化の 環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の 自動車…100円 乗車定員10人超29人以下 の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15.5.23施行 (H24.5.23) 63
5	鹿児島県 薩摩川内 市	使用済 核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料 (使用済核燃料集合体)の数量 (1発電用原子炉につき157体 を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H21.1.5) 364
6	東京都 豊島区	狭小住戸 集合住宅 税	豊島区内における狭小住戸(専 用面積30m ² 未満の住戸)を有す る集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅 の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 383
7	大阪府 泉佐野市	空港 連絡橋 利用税	関西国際空港連絡橋を自動車 で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車 で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行予定 平年度見込額 300

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 大阪府泉佐野市の空港連絡橋利用税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成25年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 223
2	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は免税	H16.1.1施行 39
3	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 480
4	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 545
5	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 5
6	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 173
7	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 84
8	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 230

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 109
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 239
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 304
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 61
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 453
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 452
15	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 139
16	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 473
17	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 704

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
18	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 73
19	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 867
20	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 202
21	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1施行 291
22	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 196
23	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 103
24	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 99
25	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再利用その他の適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 279
26	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 99

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
27	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 227
28	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が ¹ 10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円	H14.10.1施行 820
29	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	H15.4.1施行 20

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成25年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 23年度決算額 (百万円)
1	京都府 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因する環境整備に要する経費	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ …40円	S43.12.1施行 (H23.6.1) 16
2	山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 10
3	福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 1,352
4	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 586
5	沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1施行 9

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。そのため、平成23年4～5月(約3百万円)は法定外普通税、6月以降(約13百万円)は法定外目的税としての税収。
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

16 平成23年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	834,810	277,128	33.2	100,376	12.0	206,481	24.7	66,087	7.9	184,738	22.1
仙台	591,223	158,485	26.8	88,912	15.0	175,449	29.7	68,918	11.7	99,458	16.8
さいたま	447,097	217,600	48.7	7,892	1.8	85,096	19.0	51,823	11.6	84,687	18.9
千葉	370,883	170,415	45.9	14,606	3.9	63,311	17.1	40,083	10.8	82,469	22.2
横浜	1,422,052	705,469	49.6	24,210	1.7	276,414	19.4	129,444	9.1	286,514	20.1
川崎	581,118	287,127	49.4	1,619	0.3	120,641	20.8	58,504	10.1	113,226	19.5
相模原	253,882	107,784	42.5	7,607	3.0	55,406	21.8	32,613	12.8	50,473	19.9
新潟	363,813	117,833	32.4	46,408	12.8	62,731	17.2	65,333	18.0	71,508	19.7
静岡	282,844	124,816	44.1	14,894	5.3	54,051	19.1	40,167	14.2	48,916	17.3
浜松	294,593	125,049	42.4	23,886	8.1	54,216	18.4	37,147	12.6	54,296	18.4
名古屋	1,021,911	486,147	47.6	7,682	0.8	182,356	17.8	94,049	9.2	251,677	24.6
京都	765,828	248,620	32.5	63,993	8.4	146,089	19.1	90,942	11.9	216,184	28.2
大阪	1,651,156	636,066	38.5	54,195	3.3	395,287	23.9	164,084	9.9	401,525	24.3
堺	354,988	132,616	37.4	21,875	6.2	92,897	26.2	58,503	16.5	49,097	13.8
神戸	748,719	269,848	36.0	73,743	9.8	151,769	20.3	70,108	9.4	183,251	24.5
岡山	264,434	109,152	41.3	31,983	12.1	53,576	20.3	30,937	11.7	38,786	14.7
広島	584,793	199,908	34.2	40,460	6.9	132,471	22.7	71,959	12.3	139,996	23.9
北九州	526,807	159,792	30.3	59,904	11.4	106,461	20.2	64,018	12.2	136,632	25.9
福岡	782,563	268,264	34.3	41,459	5.3	151,465	19.4	81,103	10.4	240,272	30.7
計	12,143,516	4,802,118	39.5	725,705	6.0	2,566,167	21.1	1,315,820	10.8	2,733,706	22.5

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、
鉾区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に
あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1 月1日以後に支払 を受けるべき退職 手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20 万円	21 万円	22 万円	
20 万円	21 万円	22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者が不在の場合 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者が不在の場合 21 万円	扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 40 万円と課税長期譲渡所得金額 の 4 分の 3 を総合課税した場合 の当該 2,000 万円を超える部分に 係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額 から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 の 2 分の 1 を総合課税した場合の 当該 4,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000 万円を超え 8,000 万 円以下の額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額 との合計額を総合課税した場合の 当該 4,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

- 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率は、昭和 54 年度改正によるものである。
3 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優 良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2%</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度)</p> <p>(ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2%</p> <p>(2) 資産合算課税制度の廃止 (A)</p> <p>(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)</p>

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当す る金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内 の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額 ① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正による。）。平成19年度分以降については定率減税を廃止する（平成18年度改正による。）。

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税 率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける べき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉 徴収を選択した特定口座) 内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 1,500 円 [本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p>

- 4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
- 5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。
- 6 平成 26 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定 する資本金等の 額又は連結個別 資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (2) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (5) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

- (注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の道府 県に事務所等を 有する法人で資 本金等500万円 以上の法人の所 得及び清算所得 12%	普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等5 00万円以上の 法人の所得 12%	普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等5 00万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等5 00万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等1 ,000万円以上 の法人の所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等1 ,000万円以上 の法人の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20		
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.8%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.5%</p> <p>年800万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[ただし、一定の協同組合等 については年10億円 7.9%]</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[ただし、一定の協同組合等 については年10億円 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超800万円以下 4.0%</p> <p>年800万円超及び清算所得 5.3%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>[ただし、一定の協同組合等 については年10億円 4.3%]</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>[ただし、一定の協同組合等 については年10億円 4.3%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p>
	<p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕</p>			
そ の 他		※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用		

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。) のうち資本金等1億円以下の法人、 公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	0.48%		
資 本 割	0.2%		
所 得 割		所 得 割	
年400万円以下	1.5%	年400万円以下	2.7%
年400万円超800万円以下	2.2%	年400万円超800万円以下	4.0%
年800万円超	2.9%	年800万円超	5.3%
ただし、3以上の道府県に事 務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得	2.9%	ただし、3以上の道府県に事 務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得	5.3%
		特別法人	
		所 得 割	
		年400万円以下	2.7%
		年400万円超	3.6%
		[ただし、一定の協同組合等]	
		[については年10億円 7.9%]	
		ただし、3以上の道府県に事 務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得	3.6%
		[ただし、一定の協同組合等]	
		[については年10億円 7.9%]	
		収入金額課税法人	
		収 入 割	0.7%

※平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期 末現在の従業者の数とし た。	資本金が 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 本社管理部門の従業者数に ついては 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル 数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/2 を固定資産の 価額	3/4 を発電所の固定資産 の価額 他の 1/4 を固定資産の価 額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

① 譲渡割

年度 項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

② 貨物割

年度 項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭 和61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用土地の 取得については税額から4分 の1に相当する額を減額する こととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日 から平成14年12 月31日までに行 われた場合におい ては課税標準を価 格の2分の1とす る特例措置が講じ られた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率 4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日ま で行われた場合においては課税標準を価格 の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき160円を加算。

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税率等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の2分の1に引き下げられた。	入場税が国税に移譲され、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して6分の1を交付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の 売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	<p>(遊興飲食税)</p> <p>芸者等の花代 100%</p> <p>カフェ・バー等 40%</p> <p>上記以外の飲食 20%</p> <p>宿泊 20%</p>	<p>カフェ・バー等 20%</p> <p>上記以外の飲食 10%</p> <p>宿泊 10%</p> <p>(非課税)</p> <p>大衆食堂等</p> <p>1人1回 100円以下</p> <p>1品価格 50円以下</p>	<p>(非課税)</p> <p>大衆飲食店</p> <p>1人1回 120円</p> <p>甘味喫茶店</p> <p>1人1回 100円</p> <p>大衆旅館</p> <p>1人1回 700円</p>	<p>芸者の花代 30%</p> <p>花代を伴う遊興飲食 15%</p> <p>カフェ・バー等 15%</p> <p>上記以外の飲食</p> <p>1人1回 500円以下 5%</p> <p>1人1回 500円超 10%</p> <p>宿泊</p> <p>1人1泊 1,000円以下 5%</p> <p>1人1泊 1,000円超 10%</p> <p>(免税点)</p> <p>1人1回 200円以下</p> <p>食券食堂の1品の価格 100円以下</p> <p>(基礎控除)</p> <p>1人1泊 500円</p> <p>公給領収証制度の採用</p> <p>(非課税制度が免税点制度に改められた。)</p>	<p>芸者の花代及びカフェ・バー等 15%</p> <p>宿泊及び上記以外の飲食 10%</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店</p> <p>1人1回 300円以下</p> <p>食券食堂</p> <p>1品の価格 150円以下</p> <p>宿泊</p> <p>1人1泊 800円以下</p>

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	<p>(免税点)</p> <p>旅館</p> <p>1人1泊 2,400円</p> <p>飲食店等</p> <p>1人1回 1,200円</p> <p>チケット制食堂</p> <p>1品 600円</p>	<p>(旅館における基礎控除)</p> <p>1,500円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館</p> <p>1人1泊 3,400円</p> <p>飲食店等</p> <p>1人1回 1,700円</p> <p>チケット制食堂</p> <p>1品 850円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館</p> <p>1人1泊 4,000円</p> <p>飲食店等</p> <p>1人1回 2,000円</p> <p>チケット制食堂</p> <p>1品 1,000円</p>	<p>(旅館における基礎控除)</p> <p>2,000円</p>

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			普通自動車 3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに		3,800 円を加算した額
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに	5,100 円を加算した額		
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額	を加算した額		
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス (三輪の小型自動車を除く。)			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

17	19
軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ平成22年度燃費基準 +20%以上達成
} 標準税率より概ね50%軽減	} 標準税率より概ね50%軽減
★★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★ かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成	★★★★★かつ平成22年度燃費基準 +10%以上達成
} " 25%軽減	} " 25%軽減
重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車
} 標準税率より概ね10%重課	} 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。
 2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
 4 ★★★ は " 50%以上 "

25
軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成
} 標準税率より概ね50%軽減
★★★★★かつ平成27年度燃費基準
} " 25%軽減
重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車
} 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。
 2 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日ま での間適用する暫定税 率が1キロリットル当 たり32,100円とされ た。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘90円、採掘180円）が、それぞれ3分の2（試掘60円、採掘120円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和58年度	60	63	平成2年度	5
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>

年度 項目	平成20年度	21	22	25
税率等	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成30年3月31日の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度間延長された。</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車、軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

10	14	15	16	19
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が、網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 }</p> <p>準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p> <p>1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定(段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定(標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者が不在の場合 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者が不在の場合 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等 の金額に対する税額の 110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等 の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所 得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの 譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4% に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 9% ㊷ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 12% ㊷ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊶ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ㊷ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ㊸ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊶又は㊷のいずれか多い金額</p> <p>㊶ 9% ㊷ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%</p>

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。)

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る 配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 〔年額500円を加算した額〕

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
3 平成26年度欄については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税率 標準税率	法人税率 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分 については、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人以下の法 人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であって、かつ、市 町村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の 法人 年額 160,000 円 (270,000 円)
	(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超 え 10 億円以下であって、かつ、市町村 内に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人以下の法人及び資本の金額が 又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以 下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円)

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度
税 率	
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税 率	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度
税 率	制限税率が 引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 750円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 ((二)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc超 年額 2,500円</p>

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 [ただし、昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 3 月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 63 年 3 月 31 日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年 3 月 31 日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年 4 月 1 日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和 48 年度から、B農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の()内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が1万5千円から3万円に引き上げられた。	課税限度額が5万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の90%とされた。	標準課税総額が80%とされた。	標準課税総額が75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が27万円に引き上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が35万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が52万円に引き上げられた。	課税限度額が53万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が56万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が12万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円 接 客 人 税 1 人 月 額 100 円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるとも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後 に取得される土地について免 税点が 330 ㎡（特別区及び指 定都市の区の区域にあっては 200 ㎡）に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p> 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き上げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 平成23年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都 道 府 県	歳 入 総 額		税 収 入			地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,505,886	532,137	21.2	79,477	3.2	701,569	28.0		
青森県	786,232	131,209	16.7	19,053	2.4	250,280	31.8		
岩手県	1,353,208	112,790	8.3	19,605	1.5	389,700	28.8		
宮城県	1,972,490	226,456	11.5	30,560	1.6	480,791	24.4		
秋田県	664,774	88,548	13.3	15,978	2.4	205,074	30.9		
山形県	608,457	99,415	16.3	17,294	2.8	190,036	31.2		
福島県	2,285,664	190,512	8.3	28,827	1.3	385,319	16.9		
茨城県	1,195,102	322,412	27.0	39,146	3.3	249,091	20.8		
栃木県	795,934	220,955	27.8	27,479	3.5	154,020	19.4		
群馬県	780,559	209,689	26.9	27,352	3.5	141,932	18.2		
埼玉県	1,630,492	692,737	42.5	81,423	5.0	207,331	12.7		
千葉県	1,702,732	626,161	36.8	69,324	4.1	193,385	11.4		
東京都	6,247,368	4,149,760	66.4	202,350	3.2	3,518	0.1		
神奈川県	1,861,038	997,845	53.6	101,249	5.4	87,560	4.7		
新潟県	1,138,840	232,484	20.4	33,791	3.0	306,415	26.9		
富山県	573,530	118,179	20.6	16,182	2.8	135,079	23.6		
石川県	594,892	123,381	20.7	16,857	2.8	137,294	23.1		
福井県	490,086	91,041	18.6	12,022	2.5	132,291	27.0		
山梨県	499,971	92,924	18.6	12,022	2.4	132,660	26.5		
長野県	872,232	212,387	24.4	30,562	3.5	233,413	26.8		
岐阜県	761,583	210,275	27.6	28,741	3.8	179,836	23.6		
静岡県	1,123,908	427,610	38.1	49,245	4.4	163,951	14.6		
愛知県	2,160,786	906,211	41.9	98,815	4.6	57,789	2.7		
三重県	698,420	205,900	29.5	25,443	3.6	141,853	20.3		
滋賀県	497,019	149,076	30.0	18,785	3.8	113,165	22.8		
京都府	913,365	263,236	28.8	33,395	3.7	173,002	18.9		
大阪府	2,847,193	970,208	34.1	117,164	4.1	297,272	10.4		
兵庫県	2,160,373	565,021	26.2	68,444	3.2	320,660	14.8		
奈良県	497,686	116,886	23.5	16,411	3.3	150,062	30.2		
和歌山県	557,361	84,993	15.3	13,601	2.4	166,743	29.9		
鳥取県	358,484	50,483	14.1	8,902	2.5	134,968	37.7		
島根県	551,693	62,722	11.4	11,448	2.1	184,221	33.4		
岡山県	711,038	191,108	26.9	25,979	3.7	171,397	24.1		
広島県	921,438	294,054	31.9	38,623	4.2	195,873	21.3		
山口県	713,796	140,936	19.7	20,340	2.9	179,150	25.1		
徳島県	485,540	73,344	15.1	11,115	2.3	150,628	31.0		
香川県	429,967	104,857	24.4	13,863	3.2	115,750	26.9		
愛媛県	625,804	128,151	20.5	19,896	3.2	171,905	27.5		
高知県	461,830	61,531	13.3	11,233	2.4	176,058	38.1		
福岡県	1,590,600	489,782	30.8	64,466	4.1	290,552	18.3		
佐賀県	453,885	76,597	16.9	11,635	2.6	143,630	31.6		
長崎県	696,865	109,856	15.8	18,499	2.7	225,195	32.3		
熊本県	766,401	152,123	19.9	24,239	3.2	224,398	29.3		
大分県	576,252	104,593	18.2	17,065	3.0	176,698	30.7		
宮崎県	597,792	93,560	15.7	15,908	2.7	188,568	31.5		
鹿児島県	795,784	132,467	16.7	23,612	3.0	278,989	35.1		
沖縄県	632,107	98,838	15.6	16,236	2.6	208,594	33.0		
合 計	52,146,455	15,735,438	30.2	1,703,659	3.3	9,697,663	18.6		

- (注) 1 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
364,983	14.6	386,143	15.4	441,577	17.6	48	43	1,121,146	56	北海道
138,497	17.6	98,365	12.5	148,828	18.9	15	11	315,692	16	青森県
419,780	31.0	102,313	7.6	309,021	22.8	26	10	322,670	16	岩手県
651,134	33.0	140,965	7.2	442,583	22.4	38	18	361,758	18	宮城県
88,107	13.3	85,930	12.9	181,138	27.3	13	9	271,188	14	秋田県
83,667	13.8	80,863	13.3	137,182	22.6	12	9	267,599	13	山形県
1,122,003	49.1	183,999	8.1	375,004	16.4	44	16	375,025	19	福島県
177,617	14.9	171,578	14.4	235,258	19.7	23	23	435,469	22	茨城県
103,019	12.9	100,059	12.6	190,403	23.9	15	16	308,366	16	栃木県
90,904	11.7	104,689	13.4	205,993	26.4	15	16	307,741	16	群馬県
177,321	10.9	294,551	18.1	177,128	10.9	31	56	773,942	39	埼玉県
197,507	11.6	248,090	14.6	368,265	21.6	33	49	673,118	34	千葉県
439,963	7.0	457,165	7.3	994,611	15.9	120	100	1,871,424	94	東京都
194,598	10.5	286,074	15.4	193,713	10.4	36	70	871,218	44	神奈川県
153,273	13.5	182,648	16.0	230,229	20.2	22	19	473,268	24	新潟県
64,914	11.3	105,599	18.4	133,578	23.3	11	9	222,628	11	富山県
73,333	12.3	103,563	17.4	140,464	23.6	11	9	230,809	12	石川県
74,691	15.2	84,741	17.3	95,299	19.5	9	6	199,511	10	福井県
69,948	14.0	75,740	15.2	116,677	23.3	10	7	203,492	10	山梨県
118,887	13.6	124,626	14.3	152,356	17.5	17	17	396,621	20	長野県
94,155	12.4	119,023	15.6	129,553	17.0	15	16	341,570	17	岐阜県
137,911	12.3	196,956	17.5	148,236	13.2	22	30	492,874	25	静岡県
213,009	9.9	422,641	19.6	462,321	21.4	41	57	789,297	40	愛知県
87,520	12.5	129,497	18.5	108,207	15.5	13	15	304,847	15	三重県
59,248	11.9	75,951	15.3	80,794	16.3	10	11	230,227	12	滋賀県
94,696	10.4	146,635	16.1	202,400	22.2	18	20	372,712	19	京都府
248,636	8.7	388,176	13.6	825,736	29.0	55	69	1,040,191	52	大阪府
209,368	9.7	338,467	15.7	658,412	30.5	41	44	760,947	38	兵庫県
69,518	14.0	70,322	14.1	74,488	15.0	10	11	240,960	12	奈良県
79,205	14.2	83,664	15.0	129,155	23.2	11	8	230,917	12	和歌山県
57,201	16.0	53,978	15.1	52,952	14.8	7	5	173,618	9	鳥取県
86,281	15.6	73,956	13.4	133,065	24.1	11	6	232,207	12	島根県
80,621	11.3	102,949	14.5	138,983	19.6	14	15	314,378	16	岡山県
124,340	13.5	143,665	15.6	124,884	13.6	18	22	424,137	21	広島県
84,822	11.9	115,418	16.2	173,129	24.3	14	11	287,905	15	山口県
63,282	13.0	61,429	12.7	125,743	25.9	9	6	208,000	10	徳島県
45,922	10.7	59,306	13.8	90,268	21.0	8	8	194,772	10	香川県
78,812	12.6	90,414	14.5	136,627	21.8	12	11	274,867	14	愛媛県
73,522	15.9	69,380	15.0	70,105	15.2	9	6	222,341	11	高知県
206,321	13.0	264,109	16.6	275,370	17.3	31	40	664,784	33	福岡県
67,327	14.8	60,846	13.4	93,851	20.7	9	7	202,654	10	佐賀県
117,311	16.8	102,972	14.8	123,032	17.7	13	11	311,405	16	長崎県
122,558	16.0	105,386	13.8	137,697	18.0	15	14	341,260	17	熊本県
87,506	15.2	78,592	13.6	111,799	19.4	11	9	258,296	13	大分県
94,295	15.8	74,613	12.5	130,847	21.9	11	9	260,249	13	宮崎県
146,806	18.5	114,688	14.4	99,222	12.5	15	13	384,714	19	鹿児島県
161,305	25.5	60,502	9.6	86,631	13.7	12	11	285,106	14	沖縄県
7,795,642	15.0	7,021,238	13.5	10,192,814	19.6	1,000	1,000	19,847,925	1,000	合 計

19 平成23年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	532,137	689,417	1,221,554
青	森	県	131,209	148,436	279,645
岩	手	県	112,790	137,406	250,196
宮	城	県	226,456	280,528	506,983
秋	田	県	88,548	111,935	200,483
山	形	県	99,415	132,103	231,518
福	島	県	190,512	236,640	427,152
茨	城	県	322,412	429,432	751,844
栃	木	県	220,955	305,339	526,294
群	馬	県	209,689	292,251	501,941
埼	玉	県	692,737	1,064,429	1,757,166
千	葉	県	626,161	948,024	1,574,184
東	京	都	2,208,362	3,546,282	5,754,643
神	奈	川	997,845	1,626,259	2,624,104
新	潟	県	232,484	318,080	550,564
富	山	県	118,179	163,880	282,059
石	川	県	123,381	173,245	296,626
福	井	県	91,041	127,218	218,260
山	梨	県	92,924	121,724	214,648
長	野	県	212,387	293,594	505,981
岐	阜	県	210,275	292,965	503,241
静	岡	県	427,610	623,752	1,051,361
愛	知	県	906,211	1,355,145	2,261,357
三	重	県	205,900	278,352	484,252
滋	賀	県	149,076	214,416	363,492
京	都	府	263,236	401,570	664,806
大	阪	府	970,208	1,529,430	2,499,638
兵	庫	県	565,021	888,441	1,453,462
奈	良	県	116,886	170,305	287,190
和	歌	山	84,993	128,881	213,874
鳥	取	県	50,483	66,997	117,479
島	根	県	62,722	82,798	145,519
岡	山	県	191,108	277,294	468,402
広	島	県	294,054	439,158	733,213
山	口	県	140,936	198,848	339,785
徳	島	県	73,344	102,200	175,544
香	川	県	104,857	135,901	240,758
愛	媛	県	128,151	181,022	309,173
高	知	県	61,531	85,569	147,100
福	岡	県	489,782	714,962	1,204,744
佐	賀	県	76,597	99,011	175,608
長	崎	県	109,856	157,558	267,413
熊	本	県	152,123	199,662	351,785
大	分	県	104,593	152,180	256,773
宮	崎	県	93,560	123,146	216,706
鹿	児	島	132,467	188,165	320,632
沖	縄	県	98,838	143,427	242,265
合		計	13,794,040	20,377,377	34,171,416

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方

人口1人当たりの税額						都道府県		
道府県税		市町村税		地方税				
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数			
97,208	89.3	125,939	78.3	223,147	82.7	北	海	道
94,870	87.1	107,326	66.7	202,195	74.9	青	森	県
85,590	78.6	104,270	64.8	189,860	70.4	岩	手	県
98,343	90.3	121,825	75.7	220,169	81.6	宮	城	県
81,534	74.9	103,069	64.1	184,603	68.4	秋	田	県
85,688	78.7	113,862	70.8	199,549	74.0	山	形	県
95,645	87.8	118,803	73.8	214,448	79.5	福	島	県
108,922	100.0	145,078	90.2	254,000	94.1	茨	城	県
111,102	102.0	153,533	95.4	264,635	98.1	栃	木	県
105,322	96.7	146,790	91.2	252,112	93.4	群	馬	県
96,893	89.0	148,882	92.5	245,775	91.1	埼	玉	県
101,854	93.5	154,210	95.9	256,064	94.9	千	葉	県
173,897	159.7	279,251	173.6	453,148	168.0	東	京	都
111,899	102.7	182,370	113.4	294,269	109.1	神	奈	川
98,317	90.3	134,516	83.6	232,833	86.3	新	潟	県
108,666	99.8	150,688	93.7	259,354	96.1	富	山	県
106,664	97.9	149,771	93.1	256,435	95.1	石	川	県
113,351	104.1	158,393	98.5	271,745	100.7	福	井	県
108,588	99.7	142,243	88.4	250,831	93.0	山	梨	県
98,970	90.9	136,812	85.0	235,783	87.4	長	野	県
101,634	93.3	141,601	88.0	243,236	90.2	岐	阜	県
114,012	104.7	166,308	103.4	280,320	103.9	静	岡	県
124,768	114.6	186,578	116.0	311,346	115.4	愛	知	県
111,986	102.8	151,392	94.1	263,379	97.6	三	重	県
106,905	98.2	153,762	95.6	260,667	96.6	滋	賀	県
103,525	95.1	157,928	98.2	261,453	96.9	京	都	府
111,776	102.6	176,203	109.5	287,979	106.7	大	阪	府
101,396	93.1	159,436	99.1	260,832	96.7	兵	庫	県
83,416	76.6	121,538	75.5	204,954	76.0	奈	良	県
83,435	76.6	126,519	78.6	209,954	77.8	和	歌	山
85,751	78.7	113,801	70.7	199,552	74.0	鳥	取	県
87,962	80.8	116,117	72.2	204,078	75.6	鳥	根	県
98,939	90.8	143,558	89.2	242,496	89.9	岡	山	県
103,297	94.8	154,270	95.9	257,568	95.5	広	島	県
97,502	89.5	137,566	85.5	235,068	87.1	山	口	県
93,237	85.6	129,919	80.8	223,156	82.7	徳	島	県
104,181	95.7	135,025	83.9	239,206	88.7	香	川	県
88,914	81.6	125,597	78.1	214,511	79.5	愛	媛	県
80,996	74.4	112,638	70.0	193,634	71.8	高	知	県
96,997	89.1	141,592	88.0	238,589	88.4	福	岡	県
89,759	82.4	116,024	72.1	205,783	76.3	佐	賀	県
76,743	70.5	110,066	68.4	186,808	69.2	長	崎	県
83,477	76.7	109,564	68.1	193,041	71.6	熊	本	県
87,394	80.2	127,155	79.0	214,549	79.5	大	分	県
81,801	75.1	107,669	66.9	189,471	70.2	宮	崎	県
77,644	71.3	110,291	68.6	187,935	69.7	鹿	児	島
69,461	63.8	100,796	62.7	170,257	63.1	沖	縄	県
108,906	100.0	160,883	100.0	269,789	100.0	合		計

消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 平成23年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	152,650	27,885	76.4	20,195	3,689	59.5	172,845	31,574	73.9
青森県	30,315	21,919	60.1	4,095	2,961	47.8	34,410	24,880	58.3
岩手県	29,260	22,204	60.8	4,693	3,561	57.4	33,953	25,765	60.3
宮城県	59,671	25,913	71.0	12,274	5,330	86.0	71,945	31,244	73.2
秋田県	23,578	21,711	59.5	3,437	3,165	51.0	27,015	24,875	58.3
山形県	28,154	24,267	66.5	4,205	3,624	58.4	32,359	27,891	65.3
福島県	48,455	24,326	66.7	7,698	3,865	62.3	56,153	28,191	66.0
茨城県	98,104	33,143	90.8	15,525	5,245	84.6	113,629	38,388	89.9
栃木県	64,826	32,596	89.3	10,240	5,149	83.0	75,066	37,745	88.4
群馬県	61,387	30,833	84.5	10,257	5,152	83.1	71,644	35,985	84.3
埼玉県	278,561	38,962	106.8	29,232	4,089	65.9	307,793	43,051	100.8
千葉県	253,063	41,164	112.8	24,767	4,029	65.0	277,830	45,193	105.8
東京都	783,881	61,726	169.1	204,950	16,139	260.3	988,831	77,865	182.4
神奈川県	431,367	48,374	132.5	45,367	5,087	82.0	476,733	53,461	125.2
新潟県	64,427	27,246	74.7	10,377	4,388	70.8	74,803	31,634	74.1
富山県	35,481	32,625	89.4	6,671	6,134	98.9	42,152	38,758	90.8
石川県	36,582	31,625	86.7	6,862	5,933	95.7	43,444	37,558	88.0
福井県	25,258	31,447	86.2	5,229	6,510	105.0	30,487	37,958	88.9
山梨県	25,939	30,311	83.1	5,959	6,964	112.3	31,898	37,275	87.3
長野県	63,511	29,596	81.1	9,770	4,553	73.4	73,281	34,148	80.0
岐阜県	65,704	31,757	87.0	10,298	4,977	80.3	76,001	36,734	86.0
静岡県	135,470	36,120	99.0	19,113	5,096	82.2	154,584	41,216	96.5
愛知県	308,873	42,526	116.5	49,860	6,865	110.7	358,733	49,391	115.7
三重県	62,606	34,051	93.3	9,648	5,247	84.6	72,254	39,298	92.0
滋賀県	48,187	34,556	94.7	9,128	6,546	105.6	57,315	41,102	96.3
京都府	90,069	35,422	97.1	14,710	5,785	93.3	104,779	41,207	96.5
大阪府	308,719	35,567	97.5	74,654	8,601	138.7	383,373	44,168	103.4
兵庫県	208,196	37,362	102.4	26,587	4,771	76.9	234,783	42,133	98.7
奈良県	49,650	35,433	97.1	4,023	2,871	46.3	53,673	38,304	89.7
和歌山県	27,919	27,407	75.1	4,422	4,341	70.0	32,341	31,748	74.4
鳥取県	14,730	25,020	68.6	2,230	3,788	61.1	16,960	28,809	67.5
島根県	18,421	25,834	70.8	2,620	3,674	59.2	21,041	29,508	69.1
岡山県	58,434	30,252	82.9	10,186	5,273	85.0	68,620	35,525	83.2
広島県	97,142	34,125	93.5	16,088	5,652	91.1	113,230	39,776	93.2
山口県	43,696	30,230	82.8	6,874	4,755	76.7	50,570	34,985	81.9
徳島県	22,741	28,909	79.2	4,005	5,092	82.1	26,746	34,000	79.6
香川県	31,039	30,839	84.5	6,865	6,820	110.0	37,903	37,659	88.2
愛媛県	38,139	26,461	72.5	7,565	5,249	84.6	45,703	31,710	74.3
高知県	19,639	25,851	70.8	2,713	3,571	57.6	22,352	29,423	68.9
福岡県	154,051	30,508	83.6	26,248	5,198	83.8	180,299	35,707	83.6
佐賀県	21,051	24,669	67.6	3,713	4,351	70.2	24,764	29,020	68.0
長崎県	35,198	24,589	67.4	5,291	3,696	59.6	40,489	28,284	66.2
熊本県	44,200	24,255	66.5	7,130	3,913	63.1	51,330	28,167	66.0
大分県	30,536	25,515	69.9	4,986	4,166	67.2	35,522	29,680	69.5
宮崎県	25,902	22,647	62.1	3,950	3,454	55.7	29,852	26,100	61.1
鹿児島県	38,886	22,792	62.4	5,962	3,495	56.4	44,848	26,287	61.6
沖縄県	29,074	20,433	56.0	4,808	3,379	54.5	33,882	23,812	55.8
合計	4,622,742	36,497	100.0	785,479	6,201	100.0	5,408,221	42,699	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数			
3,753	686	48.4	59,290	10,831	61.2	63,043	11,516	60.3	北海道		
778	563	39.8	13,575	9,816	55.5	14,354	10,378	54.3	青森県		
767	582	41.1	12,074	9,162	51.8	12,841	9,745	51.0	岩手県		
1,946	845	59.7	35,599	15,460	87.4	37,545	16,305	85.3	宮城県		
674	621	43.9	9,496	8,744	49.4	10,170	9,365	49.0	秋田県		
804	693	48.9	11,402	9,828	55.6	12,206	10,520	55.1	山形県		
1,216	611	43.1	28,793	14,455	81.7	30,010	15,066	78.9	福島県		
2,408	813	57.4	45,858	15,493	87.6	48,266	16,306	85.4	茨城県		
1,614	812	57.3	31,136	15,656	88.5	32,750	16,468	86.2	栃木県		
1,534	771	54.4	30,402	15,270	86.3	31,937	16,041	84.0	群馬県		
11,119	1,555	109.8	80,193	11,217	63.4	91,312	12,772	66.9	埼玉県		
7,151	1,163	82.1	75,102	12,216	69.1	82,253	13,380	70.0	千葉県		
49,854	3,926	277.3	537,160	42,298	239.1	587,014	46,224	242.0	東京都		
17,856	2,002	141.4	145,346	16,299	92.1	163,202	18,302	95.8	神奈川県		
1,828	773	54.6	34,468	14,577	82.4	36,296	15,350	80.3	新潟県		
883	812	57.3	18,565	17,071	96.5	19,448	17,883	93.6	富山県		
1,131	978	69.1	18,989	16,416	92.8	20,121	17,394	91.0	石川県		
712	886	62.6	16,945	21,097	119.3	17,656	21,983	115.1	福井県		
838	979	69.1	16,248	18,987	107.3	17,086	19,966	104.5	山梨県		
1,421	662	46.8	28,382	13,226	74.8	29,803	13,888	72.7	長野県		
2,088	1,009	71.3	29,346	14,184	80.2	31,434	15,193	79.5	岐阜県		
5,135	1,369	96.7	72,187	19,247	108.8	77,322	20,616	107.9	静岡県		
11,831	1,629	115.0	153,208	21,094	119.3	165,039	22,723	118.9	愛知県		
1,805	982	69.4	32,146	17,484	98.8	33,951	18,466	96.7	三重県		
1,227	880	62.1	26,612	19,084	107.9	27,839	19,964	104.5	滋賀県		
3,444	1,354	95.6	44,504	17,502	98.9	47,948	18,857	98.7	京都府		
14,343	1,652	116.7	194,060	22,357	126.4	208,403	24,010	125.7	大阪府		
6,402	1,149	81.1	82,349	14,778	83.5	88,750	15,927	83.4	兵庫県		
1,181	843	59.5	10,712	7,645	43.2	11,893	8,487	44.4	奈良県		
911	894	63.1	11,578	11,366	64.3	12,488	12,260	64.2	和歌山県		
366	621	43.9	6,306	10,711	60.6	6,672	11,332	59.3	鳥取県		
564	791	55.9	8,808	12,352	69.8	9,372	13,143	68.8	島根県		
1,406	728	51.4	28,346	14,675	83.0	29,752	15,403	80.6	岡山県		
3,281	1,153	81.4	45,921	16,132	91.2	49,202	17,284	90.5	広島県		
1,302	901	63.6	21,261	14,709	83.2	22,563	15,609	81.7	山口県		
452	575	40.6	10,965	13,939	78.8	11,417	14,514	76.0	徳島県		
702	698	49.3	17,169	17,058	96.4	17,871	17,756	92.9	香川県		
1,033	717	50.6	20,421	14,169	80.1	21,454	14,885	77.9	愛媛県		
654	861	60.8	7,015	9,234	52.2	7,669	10,095	52.8	高知県		
5,655	1,120	79.1	71,308	14,122	79.8	76,963	15,242	79.8	福岡県		
729	854	60.3	11,005	12,896	72.9	11,734	13,750	72.0	佐賀県		
1,128	788	55.6	13,897	9,708	54.9	15,026	10,497	54.9	長崎県		
1,375	755	53.3	18,368	10,079	57.0	19,743	10,834	56.7	熊本県		
872	728	51.4	13,908	11,621	65.7	14,780	12,350	64.6	大分県		
905	791	55.9	11,936	10,436	59.0	12,841	11,227	58.8	宮崎県		
1,076	631	44.6	15,333	8,988	50.8	16,410	9,618	50.3	鹿児島県		
1,156	812	57.3	12,684	8,914	50.4	13,840	9,727	50.9	沖縄県		
179,311	1,416	100.0	2,240,378	17,688	100.0	2,419,689	19,104	100.0	合計		

税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成23年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道			113,426	20,720	102.9	13,790	2,519	93.4
青 森 県			26,736	19,332	96.0	2,177	1,574	58.4
岩 手 県			25,116	19,059	94.7	1,749	1,327	49.2
宮 城 県			45,156	19,610	97.4	4,776	2,074	76.9
秋 田 県			20,811	19,163	95.2	1,618	1,490	55.3
山 形 県			21,672	18,679	92.8	1,728	1,489	55.2
福 島 県			37,481	18,817	93.5	2,680	1,345	49.9
茨 城 県			55,649	18,800	93.4	5,564	1,880	69.7
栃 木 県			39,668	19,946	99.1	4,304	2,164	80.3
群 馬 県			38,952	19,564	97.2	4,970	2,496	92.6
埼 玉 県			118,421	16,564	82.3	16,220	2,269	84.2
千 葉 県			110,423	17,962	89.2	13,994	2,276	84.4
東 京 都			353,960	27,872	138.4	71,431	5,625	208.6
神 奈 川 県			164,108	18,403	91.4	26,227	2,941	109.1
新 潟 県			46,679	19,740	98.0	5,135	2,172	80.6
富 山 県			20,755	19,084	94.8	2,178	2,003	74.3
石 川 県			23,494	20,311	100.9	2,401	2,076	77.0
福 井 県			15,944	19,851	98.6	1,896	2,361	87.6
山 梨 県			17,127	20,014	99.4	2,054	2,400	89.0
長 野 県			44,226	20,609	102.4	4,184	1,950	72.3
岐 阜 県			39,336	19,013	94.4	3,747	1,811	67.2
静 岡 県			77,430	20,645	102.5	10,122	2,699	100.1
愛 知 県			157,099	21,630	107.4	18,111	2,494	92.5
三 重 県			36,000	19,580	97.2	3,992	2,171	80.5
滋 賀 県			23,507	16,858	83.7	3,312	2,375	88.1
京 都 府			53,649	21,099	104.8	7,712	3,033	112.5
大 阪 府			188,297	21,693	107.7	29,572	3,407	126.4
兵 庫 県			103,028	18,489	91.8	15,062	2,703	100.3
奈 良 県			21,396	15,269	75.8	2,586	1,846	68.5
和 歌 山 県			17,084	16,771	83.3	1,944	1,908	70.8
鳥 取 県			11,351	19,280	95.8	1,068	1,815	67.3
島 根 県			13,205	18,519	92.0	2,101	2,946	109.3
岡 山 県			36,356	18,822	93.5	3,740	1,936	71.8
広 島 県			57,268	20,117	99.9	6,564	2,306	85.5
山 口 県			26,982	18,667	92.7	2,334	1,614	59.9
徳 島 県			13,851	17,608	87.4	1,614	2,052	76.1
香 川 県			20,301	20,170	100.2	2,120	2,106	78.1
愛 媛 県			26,219	18,191	90.3	2,709	1,880	69.7
高 知 県			14,240	18,745	93.1	1,233	1,622	60.2
福 岡 県			100,840	19,971	99.2	13,963	2,765	102.6
佐 賀 県			15,432	18,084	89.8	1,559	1,827	67.8
長 崎 県			26,061	18,206	90.4	2,570	1,795	66.6
熊 本 県			34,687	19,035	94.5	3,742	2,054	76.2
大 分 県			23,529	19,660	97.6	2,239	1,871	69.4
宮 崎 県			21,179	18,517	92.0	2,028	1,773	65.8
鹿 児 島 県			30,429	17,836	88.6	3,077	1,804	66.9
沖 縄 県			21,770	15,300	76.0	3,630	2,551	94.6
合 計			2,550,334	20,135	100.0	341,526	2,696	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
15,161	2,770	119.6	1,865	341	85.3	79,821	14,581	115.6	北海道
3,507	2,536	109.5	154	112	28.0	17,304	12,512	99.2	青森県
2,872	2,179	94.1	275	209	52.3	17,565	13,329	105.7	岩手県
5,712	2,480	107.1	542	236	59.0	30,210	13,119	104.0	宮城県
2,340	2,154	93.0	187	172	43.0	14,665	13,503	107.1	秋田県
2,394	2,063	89.1	134	116	29.0	16,606	14,313	113.5	山形県
5,097	2,559	110.5	525	264	66.0	29,826	14,974	118.7	福島県
7,244	2,447	105.7	2,794	944	236.0	52,122	17,609	139.6	茨城県
4,872	2,450	105.8	2,630	1,322	330.5	36,434	18,320	145.3	栃木県
4,608	2,314	99.9	1,520	763	190.8	35,539	17,850	141.6	群馬県
15,340	2,146	92.7	2,276	318	79.5	88,863	12,429	98.6	埼玉県
13,460	2,189	94.5	4,534	738	184.5	77,172	12,553	99.5	千葉県
34,526	2,719	117.4	628	49	12.3	111,449	8,776	69.6	東京都
18,624	2,089	90.2	1,682	189	47.3	97,277	10,909	86.5	神奈川県
5,202	2,200	95.0	595	252	63.0	33,174	14,029	111.3	新潟県
2,364	2,174	93.9	362	333	83.3	17,580	16,165	128.2	富山県
2,696	2,331	100.6	578	500	125.0	17,937	15,506	123.0	石川県
1,809	2,253	97.3	290	361	90.3	12,450	15,501	122.9	福井県
2,008	2,347	101.3	872	1,019	254.8	13,477	15,749	124.9	山梨県
4,303	2,005	86.6	1,050	489	122.3	33,301	15,518	123.1	長野県
4,157	2,009	86.7	1,966	950	237.5	33,513	16,198	128.5	岐阜県
8,380	2,234	96.5	2,828	754	188.5	56,901	15,171	120.3	静岡県
16,586	2,284	98.6	1,753	241	60.3	117,048	16,115	127.8	愛知県
3,993	2,172	93.8	2,110	1,148	287.0	28,590	15,550	123.3	三重県
3,007	2,156	93.1	1,255	900	225.0	18,648	13,373	106.1	滋賀県
5,471	2,152	92.9	922	363	90.8	26,596	10,460	83.0	京都府
23,679	2,728	117.8	1,610	185	46.3	81,490	9,388	74.4	大阪府
11,300	2,028	87.6	4,519	811	202.8	63,322	11,364	90.1	兵庫県
2,467	1,761	76.0	955	681	170.3	16,416	11,715	92.9	奈良県
2,273	2,231	96.3	445	437	109.3	11,767	11,551	91.6	和歌山県
1,254	2,130	92.0	132	224	56.0	7,251	12,316	97.7	鳥取県
1,363	1,912	82.6	158	221	55.3	8,413	11,799	93.6	島根県
4,147	2,147	92.7	934	484	121.0	26,483	13,710	108.7	岡山県
5,968	2,096	90.5	866	304	76.0	34,292	12,046	95.5	広島県
3,040	2,103	90.8	613	424	106.0	18,658	12,908	102.4	山口県
1,714	2,179	94.1	306	389	97.3	10,621	13,502	107.1	徳島県
2,220	2,205	95.2	417	415	103.8	13,519	13,432	106.5	香川県
3,003	2,083	89.9	492	341	85.3	16,430	11,399	90.4	愛媛県
1,709	2,250	97.2	265	349	87.3	8,217	10,817	85.8	高知県
12,200	2,416	104.3	1,122	222	55.5	60,394	11,961	94.9	福岡県
2,003	2,348	101.4	324	379	94.8	10,448	12,244	97.1	佐賀県
3,101	2,167	93.6	319	223	55.8	13,341	9,320	73.9	長崎県
3,977	2,182	94.2	653	358	89.5	22,191	12,177	96.6	熊本県
2,717	2,270	98.0	395	330	82.5	14,714	12,294	97.5	大分県
2,554	2,233	96.4	523	458	114.5	13,555	11,852	94.0	宮崎県
3,643	2,136	92.2	468	275	68.8	18,626	10,918	86.6	鹿児島県
3,282	2,306	99.6	776	545	136.3	12,951	9,101	72.2	沖縄県
293,347	2,316	100.0	50,623	400	100.0	1,597,169	12,610	100.0	合計

平成23年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
	税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り	
		税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数
北海道	37	7	233.3	1,573	287	1,148.0	7,797	1,424	107.5
青森県	4	3	100.0	1,002	725	2,900.0	1,889	1,366	103.1
岩手県	19	14	466.7	-	-	-	1,959	1,487	112.2
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	3,470	1,507	113.7
秋田県	15	14	466.7	-	-	-	1,608	1,481	111.8
山形県	5	4	133.3	-	-	-	1,665	1,435	108.3
福島県	13	7	233.3	-	-	-	2,725	1,368	103.2
茨城県	4	1	33.3	0	0	0.0	4,035	1,363	102.9
栃木県	9	5	166.7	-	-	-	2,953	1,485	112.1
群馬県	3	1	33.3	-	-	-	3,238	1,626	122.7
埼玉県	6	1	33.3	-	-	-	8,636	1,208	91.2
千葉県	41	7	233.3	-	-	-	7,067	1,150	86.8
東京都	2	0	0.0	0	-	-	16,995	1,338	101.0
神奈川県	0	0	0.0	-	-	-	11,131	1,248	94.2
新潟県	50	21	700.0	-	-	-	3,519	1,488	112.3
富山県	1	1	33.3	-	-	-	1,599	1,470	110.9
石川県	1	1	33.3	-	-	-	1,769	1,529	115.4
福井県	3	4	133.3	-	-	-	1,265	1,575	118.9
山梨県	0	-	-	-	-	-	1,216	1,420	107.2
長野県	6	3	100.0	83	38	152.0	3,553	1,655	124.9
岐阜県	25	12	400.0	-	-	-	3,463	1,674	126.3
静岡県	4	1	33.3	30	8	32.0	5,799	1,546	116.7
愛知県	4	1	33.3	443	61	244.0	13,893	1,913	144.4
三重県	5	3	100.0	-	-	-	3,114	1,693	127.8
滋賀県	9	6	200.0	-	-	-	2,019	1,448	109.3
京都府	1	1	33.3	-	-	-	3,089	1,215	91.7
大阪府	0	0	0.0	-	-	-	9,691	1,117	84.3
兵庫県	5	1	33.3	-	-	-	6,814	1,223	92.3
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	1,599	1,141	86.1
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	1,257	1,234	93.1
鳥取県	1	1	33.3	-	-	-	762	1,294	97.7
島根県	1	2	66.7	-	-	-	944	1,324	99.9
岡山県	12	6	200.0	-	-	-	2,516	1,302	98.3
広島県	5	2	66.7	-	-	-	3,730	1,310	98.9
山口県	9	6	200.0	-	-	-	2,000	1,384	104.5
徳島県	2	2	66.7	-	-	-	908	1,155	87.2
香川県	0	0	0.0	-	-	-	1,204	1,196	90.3
愛媛県	5	4	133.3	-	-	-	1,444	1,002	75.6
高知県	7	10	333.3	-	-	-	771	1,015	76.6
福岡県	7	1	33.3	-	-	-	5,868	1,162	87.7
佐賀県	0	1	33.3	-	-	-	875	1,025	77.4
長崎県	4	3	100.0	-	-	-	1,259	879	66.3
熊本県	11	6	200.0	-	-	-	1,808	992	74.9
大分県	12	10	333.3	-	-	-	1,308	1,093	82.5
宮崎県	8	7	233.3	-	-	-	1,176	1,028	77.6
鹿児島県	10	6	200.0	-	-	-	1,563	916	69.1
沖縄県	13	9	300.0	-	-	-	835	586	44.2
合 計	386	3	100.0	3,131	25	100.0	167,795	1,325	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
61,249	11,189	152.1	122	22	157.1	1,406	257	115.2	北 海 道		
14,860	10,744	146.0	20	15	107.1	14,791	10,695	4,796.0	青 森 県		
16,318	12,383	168.3	39	30	214.3	84	63	28.3	岩 手 県		
26,616	11,559	157.1	27	12	85.7	453	197	88.3	宮 城 県		
9,857	9,077	123.4	31	28	200.0	230	212	95.1	秋 田 県		
10,416	8,978	122.0	28	24	171.4	203	175	78.5	山 形 県		
24,635	12,368	168.1	47	23	164.3	1,321	663	297.3	福 島 県		
32,435	10,958	148.9	64	21	150.0	605	205	91.9	茨 城 県		
22,220	11,173	151.9	49	25	178.6	-	0	0.0	栃 木 県		
17,225	8,652	117.6	55	27	192.9	0	0	0.0	群 馬 県		
43,840	6,132	83.3	31	4	28.6	0	0	0.0	埼 玉 県		
39,334	6,398	87.0	53	9	64.3	0	0	0.0	千 葉 県		
42,701	3,362	45.7	5	-	-	820	65	29.1	東 京 都		
38,832	4,355	59.2	27	3	21.4	3	-	-	神 奈 川 県		
25,275	10,689	145.3	41	17	121.4	1,714	725	325.1	新 潟 県		
11,726	10,782	146.6	13	12	85.7	-	-	-	富 山 県		
10,928	9,447	128.4	12	11	78.6	0	-	-	石 川 県		
8,205	10,215	138.8	20	24	171.4	1,016	1,265	567.3	福 井 県		
7,138	8,342	113.4	48	56	400.0	0	0	0.0	山 梨 県		
18,520	8,630	117.3	79	37	264.3	0	0	0.0	長 野 県		
16,570	8,009	108.9	43	21	150.0	20	10	4.5	岐 阜 県		
33,956	9,054	123.1	71	19	135.7	182	49	22.0	静 岡 県		
56,769	7,816	106.2	28	4	28.6	705	97	43.5	愛 知 県		
21,626	11,762	159.9	42	23	164.3	223	121	54.3	三 重 県		
12,104	8,680	118.0	23	16	114.3	39	28	12.6	滋 賀 県		
12,975	5,103	69.4	32	13	92.9	62	24	10.8	京 都 府		
44,080	5,078	69.0	11	1	7.1	0	-	-	大 阪 府		
37,378	6,708	91.2	58	10	71.4	1	-	-	兵 庫 県		
5,772	4,119	56.0	19	14	100.0	109	77	34.5	奈 良 県		
5,355	5,256	71.4	39	38	271.4	0	0	0.0	和 歌 山 県		
5,012	8,514	115.7	15	25	178.6	6	9	4.0	鳥 取 県		
5,641	7,912	107.5	29	41	292.9	452	635	284.8	島 根 県		
18,021	9,330	126.8	48	25	178.6	480	249	111.7	岡 山 県		
22,342	7,849	106.7	40	14	100.0	545	191	85.7	広 島 県		
13,891	9,610	130.6	36	25	178.6	239	166	74.4	山 口 県		
6,138	7,802	106.0	26	34	242.9	0	0	0.0	徳 島 県		
9,286	9,226	125.4	17	16	114.3	0	-	-	香 川 県		
10,355	7,184	97.6	46	32	228.6	291	202	90.6	愛 媛 県		
5,014	6,600	89.7	54	71	507.1	0	-	-	高 知 県		
37,890	7,504	102.0	38	8	57.1	196	39	17.5	福 岡 県		
9,336	10,940	148.7	17	20	142.9	103	120	53.8	佐 賀 県		
7,566	5,285	71.8	21	15	107.1	99	69	30.9	長 崎 県		
13,790	7,567	102.9	49	27	192.9	139	77	34.5	熊 本 県		
9,047	7,559	102.7	51	43	307.1	279	233	104.5	大 分 県		
9,562	8,360	113.6	55	48	342.9	227	199	89.2	宮 崎 県		
13,237	7,759	105.5	55	32	228.6	99	58	26.0	鹿 児 島 県		
6,789	4,771	64.8	4	3	21.4	1,067	750	336.3	沖 縄 県		
931,832	7,357	100.0	1,779	14	100.0	28,208	223	100.0	合 計		

平成23年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A 人口1人当たり		税額 (百万円)	B 人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	532,137	97,208	89.3	701,569	128,159	167.4
青森県	131,209	94,870	87.1	250,280	180,963	236.4
岩手県	112,790	85,590	78.6	389,700	295,721	386.2
宮城県	226,456	98,343	90.3	480,791	208,794	272.7
秋田県	88,548	81,534	74.9	205,074	188,832	246.6
山形県	99,415	85,688	78.7	190,036	163,796	213.9
福島県	190,512	95,645	87.8	385,319	193,446	252.7
茨城県	322,412	108,922	100.0	249,091	84,152	109.9
栃木県	220,955	111,102	102.0	154,020	77,445	101.1
群馬県	209,689	105,322	96.7	141,932	71,289	93.1
埼玉県	692,737	96,893	89.0	207,331	28,999	37.9
千葉県	626,161	101,854	93.5	193,385	31,457	41.1
東京都	2,208,362	173,897	159.7	3,518	277	0.4
神奈川県	997,845	111,899	102.7	87,560	9,819	12.8
新潟県	232,484	98,317	90.3	306,415	129,582	169.2
富山県	118,179	108,666	99.8	135,079	124,206	162.2
石川県	123,381	106,664	97.9	137,294	118,691	155.0
福井県	91,041	113,351	104.1	132,291	164,709	215.1
山梨県	92,924	108,588	99.7	132,660	155,023	202.5
長野県	212,387	98,970	90.9	233,413	108,769	142.1
岐阜県	210,275	101,634	93.3	179,836	86,922	113.5
静岡県	427,610	114,012	104.7	163,951	43,714	57.1
愛知県	906,211	124,768	114.6	57,789	7,956	10.4
三重県	205,900	111,986	102.8	141,853	77,152	100.8
滋賀県	149,076	106,905	98.2	113,165	81,153	106.0
京都府	263,236	103,525	95.1	173,002	68,038	88.9
大阪府	970,208	111,776	102.6	297,272	34,248	44.7
兵庫県	565,021	101,396	93.1	320,660	57,544	75.2
奈良県	116,886	83,416	76.6	150,062	107,092	139.9
和歌山県	84,993	83,435	76.6	166,743	163,688	213.8
鳥取県	50,483	85,751	78.7	134,968	229,258	299.4
島根県	62,722	87,962	80.8	184,221	258,354	337.4
岡山県	191,108	98,939	90.8	171,397	88,734	115.9
広島県	294,054	103,297	94.8	195,873	68,807	89.9
山口県	140,936	97,502	89.5	179,150	123,939	161.9
徳島県	73,344	93,237	85.6	150,628	191,482	250.1
香川県	104,857	104,181	95.7	115,750	115,004	150.2
愛媛県	128,151	88,914	81.6	171,905	119,271	155.8
高知県	61,531	80,996	74.4	176,058	231,753	302.7
福岡県	489,782	96,997	89.1	290,552	57,541	75.2
佐賀県	76,597	89,759	82.4	143,630	168,310	219.8
長崎県	109,856	76,743	70.5	225,195	157,316	205.5
熊本県	152,123	83,477	76.7	224,398	123,138	160.8
大分県	104,593	87,394	80.2	176,698	147,642	192.8
宮崎県	93,560	81,801	75.1	188,568	164,869	215.3
鹿児島県	132,467	77,644	71.3	278,989	163,526	213.6
沖縄県	98,838	69,461	63.8	208,594	146,594	191.5
合計	13,794,040	108,906	100.0	9,697,663	76,565	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
79,477	14,518	107.9	1,313,183	239,885	120.6	北海道
19,053	13,776	102.4	400,542	289,609	145.6	青森県
19,605	14,877	110.6	522,094	396,188	199.2	岩手県
30,560	13,272	98.7	737,807	320,409	161.1	宮城県
15,978	14,713	109.4	309,600	285,078	143.3	秋田県
17,294	14,906	110.8	306,745	264,389	132.9	山形県
28,827	14,473	107.6	604,659	303,564	152.6	福島県
39,146	13,225	98.3	610,649	206,300	103.7	茨城県
27,479	13,817	102.7	402,453	202,364	101.7	栃木県
27,352	13,738	102.1	378,973	190,349	95.7	群馬県
81,423	11,389	84.7	981,492	137,281	69.0	埼玉県
69,324	11,277	83.8	888,870	144,588	72.7	千葉県
202,350	15,934	118.5	2,414,230	190,108	95.6	東京都
101,249	11,354	84.4	1,186,653	133,072	66.9	神奈川県
33,791	14,290	106.2	572,689	242,189	121.8	新潟県
16,182	14,879	110.6	269,440	247,751	124.5	富山県
16,857	14,573	108.3	277,532	239,928	120.6	石川県
12,022	14,968	111.3	235,355	293,029	147.3	福井県
12,022	14,049	104.4	237,606	277,660	139.6	山梨県
30,562	14,241	105.9	476,362	221,981	111.6	長野県
28,741	13,891	103.3	418,852	202,447	101.8	岐阜県
49,245	13,130	97.6	640,806	170,855	85.9	静岡県
98,815	13,605	101.1	1,062,815	146,329	73.6	愛知県
25,443	13,838	102.9	373,195	202,977	102.0	三重県
18,785	13,471	100.1	281,026	201,528	101.3	滋賀県
33,395	13,134	97.6	469,634	184,696	92.8	京都府
117,164	13,498	100.3	1,384,645	159,523	80.2	大阪府
68,444	12,283	91.3	954,126	171,223	86.1	兵庫県
16,411	11,712	87.1	283,359	202,220	101.7	奈良県
13,601	13,352	99.3	265,337	260,475	130.9	和歌山県
8,902	15,121	112.4	194,352	330,130	166.0	鳥取県
11,448	16,055	119.4	258,391	362,371	182.2	島根県
25,979	13,449	100.0	388,485	201,122	101.1	岡山県
38,623	13,568	100.9	528,550	185,672	93.3	広島県
20,340	14,072	104.6	340,427	235,512	118.4	山口県
11,115	14,130	105.0	235,087	298,849	150.2	徳島県
13,863	13,774	102.4	234,471	232,959	117.1	香川県
19,896	13,804	102.6	319,951	221,989	111.6	愛媛県
11,233	14,786	109.9	248,822	327,536	164.7	高知県
64,466	12,767	94.9	844,799	167,305	84.1	福岡県
11,635	13,634	101.4	231,861	271,703	136.6	佐賀県
18,499	12,923	96.1	353,550	246,981	124.2	長崎県
24,239	13,301	98.9	400,760	219,916	110.6	熊本県
17,065	14,259	106.0	298,356	249,294	125.3	大分県
15,908	13,909	103.4	298,036	260,580	131.0	宮崎県
23,612	13,840	102.9	435,068	255,010	128.2	鹿児島県
16,236	11,410	84.8	323,668	227,465	114.3	沖縄県
1,703,659	13,451	100.0	25,195,362	198,922	100.0	合計

21 平成23年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	225,769	41,242	78.1	56,882	10,391	65.5
青森県	45,199	32,681	61.9	10,635	7,690	48.4
岩手県	42,696	32,400	61.4	11,430	8,673	54.6
宮城県	86,480	37,556	71.1	29,341	12,742	80.3
秋田県	34,515	31,781	60.2	8,710	8,020	50.5
山形県	40,979	35,321	66.9	10,715	9,236	58.2
福島県	70,117	35,202	66.7	17,314	8,692	54.8
茨城県	142,880	48,270	91.4	39,329	13,287	83.7
栃木県	94,895	47,716	90.4	27,146	13,650	86.0
群馬県	90,244	45,327	85.8	27,668	13,897	87.5
埼玉県	410,756	57,452	108.8	78,465	10,975	69.1
千葉県	372,713	60,627	114.8	66,016	10,738	67.6
東京都	1,108,823	87,314	165.4	534,015	42,051	264.9
神奈川県	628,977	70,534	133.6	116,085	13,018	82.0
新潟県	94,564	39,991	75.7	27,238	11,519	72.6
富山県	50,853	46,760	88.6	17,223	15,837	99.8
石川県	52,957	45,781	86.7	16,997	14,694	92.6
福井県	36,564	45,525	86.2	13,669	17,018	107.2
山梨県	38,262	44,712	84.7	13,700	16,009	100.8
長野県	92,662	43,180	81.8	24,791	11,553	72.8
岐阜県	95,571	46,193	87.5	24,801	11,987	75.5
静岡県	197,275	52,599	99.6	49,645	13,237	83.4
愛知県	443,011	60,994	115.5	120,338	16,568	104.4
三重県	91,102	49,550	93.8	22,564	12,272	77.3
滋賀県	69,752	50,021	94.7	23,181	16,623	104.7
京都府	129,634	50,982	96.6	40,136	15,785	99.4
大阪府	441,978	50,920	96.4	180,167	20,757	130.8
兵庫県	297,541	53,395	101.1	71,945	12,911	81.3
奈良県	70,410	50,248	95.2	10,230	7,300	46.0
和歌山県	39,685	38,958	73.8	10,763	10,566	66.6
鳥取県	21,418	36,381	68.9	5,551	9,429	59.4
島根県	26,863	37,673	71.4	6,749	9,465	59.6
岡山県	84,197	43,590	82.6	25,897	13,407	84.5
広島県	140,630	49,402	93.6	41,578	14,606	92.0
山口県	62,936	43,540	82.5	17,857	12,354	77.8
徳島県	30,763	39,107	74.1	10,059	12,787	80.5
香川県	44,735	44,447	84.2	17,021	16,911	106.5
愛媛県	54,853	38,058	72.1	19,473	13,511	85.1
高知県	27,962	36,808	69.7	6,925	9,115	57.4
福岡県	225,417	44,642	84.5	70,095	13,882	87.4
佐賀県	30,919	36,231	68.6	9,381	10,993	69.2
長崎県	51,696	36,113	68.4	12,984	9,070	57.1
熊本県	65,037	35,689	67.6	17,948	9,849	62.0
大分県	44,827	37,456	70.9	12,336	10,307	64.9
宮崎県	38,085	33,299	63.1	10,045	8,782	55.3
鹿児島県	57,414	33,653	63.7	14,940	8,757	55.2
沖縄県	42,977	30,203	57.2	10,771	7,569	47.7
合 計	6,687,596	52,800	100.0	2,010,746	15,875	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
282,651	51,633	75.2	72,398	13,225	48.7	北 海 道
55,834	40,371	58.8	21,873	15,815	58.3	青 森 県
54,126	41,073	59.8	22,447	17,034	62.8	岩 手 県
115,821	50,298	73.2	39,379	17,101	63.0	宮 城 県
43,225	39,801	58.0	17,539	16,150	59.5	秋 田 県
51,694	44,556	64.9	20,194	17,405	64.1	山 形 県
87,431	43,894	63.9	34,562	17,351	64.0	福 島 県
182,210	61,557	89.6	64,930	21,936	80.8	茨 城 県
122,042	61,366	89.4	50,202	25,243	93.0	栃 木 県
117,912	59,224	86.2	50,002	25,114	92.6	群 馬 県
489,221	68,427	99.6	197,022	27,557	101.6	埼 玉 県
438,729	71,366	103.9	138,696	22,561	83.2	千 葉 県
1,642,838	129,365	188.4	704,068	55,442	204.3	東 京 都
745,063	83,552	121.7	277,937	31,168	114.9	神 奈 川 県
121,801	51,510	75.0	48,509	20,515	75.6	新 潟 県
68,076	62,596	91.1	24,073	22,135	81.6	富 山 県
69,953	60,475	88.1	26,422	22,842	84.2	石 川 県
50,233	62,543	91.1	19,497	24,274	89.5	福 井 県
51,962	60,721	88.4	19,586	22,888	84.4	山 梨 県
117,453	54,732	79.7	46,833	21,824	80.4	長 野 県
120,372	58,180	84.7	49,959	24,147	89.0	岐 阜 県
246,920	65,835	95.9	109,014	29,066	107.1	静 岡 県
563,349	77,562	112.9	239,692	33,001	121.6	愛 知 県
113,666	61,822	90.0	40,822	22,202	81.8	三 重 県
92,933	66,644	97.0	30,021	21,529	79.3	滋 賀 県
169,770	66,766	97.2	71,916	28,283	104.2	京 都 府
622,145	71,676	104.4	266,533	30,707	113.2	大 阪 府
369,486	66,306	96.6	143,945	25,832	95.2	兵 庫 県
80,639	57,548	83.8	29,517	21,065	77.6	奈 良 県
50,448	49,524	72.1	21,818	21,418	78.9	和 歌 山 県
26,970	45,811	66.7	11,569	19,652	72.4	鳥 取 県
33,611	47,137	68.6	13,491	18,921	69.7	島 根 県
110,094	56,997	83.0	44,900	23,245	85.7	岡 山 県
182,209	64,007	93.2	73,681	25,883	95.4	広 島 県
80,793	55,894	81.4	31,157	21,555	79.4	山 口 県
40,822	51,894	75.6	18,334	23,306	85.9	徳 島 県
61,757	61,358	89.3	21,514	21,375	78.8	香 川 県
74,326	51,569	75.1	33,750	23,417	86.3	愛 媛 県
34,887	45,923	66.9	16,780	22,088	81.4	高 知 県
295,512	58,524	85.2	110,484	21,880	80.6	福 岡 県
40,300	47,225	68.8	15,351	17,989	66.3	佐 賀 県
64,680	45,184	65.8	19,585	13,682	50.4	長 崎 県
82,985	45,538	66.3	30,285	16,619	61.3	熊 本 県
57,163	47,763	69.5	22,391	18,709	69.0	大 分 県
48,130	42,081	61.3	18,222	15,932	58.7	宮 崎 県
72,354	42,410	61.8	28,678	16,809	62.0	鹿 児 島 県
53,748	37,772	55.0	26,892	18,899	69.7	沖 縄 県
8,698,342	68,675	100.0	3,436,470	27,132	100.0	合 計

平成23年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	166,747	30,460	99.7	51,251	9,362	75.8
青森県	37,247	26,931	88.2	16,306	11,790	95.5
岩手県	31,358	23,795	77.9	13,530	10,267	83.1
宮城県	56,881	24,702	80.9	24,399	10,596	85.8
秋田県	26,536	24,434	80.0	10,446	9,618	77.9
山形県	29,657	25,562	83.7	11,311	9,749	78.9
福島県	48,817	24,508	80.2	32,305	16,219	131.3
茨城県	90,195	30,471	99.8	44,709	15,104	122.3
栃木県	62,600	31,477	103.1	31,520	15,849	128.3
群馬県	59,285	29,778	97.5	30,299	15,219	123.2
埼玉県	183,785	25,706	84.2	59,981	8,390	67.9
千葉県	175,648	28,572	93.6	76,512	12,446	100.8
東京都	530,836	41,800	136.9	166,479	13,109	106.1
神奈川県	274,283	30,758	100.7	102,286	11,470	92.9
新潟県	70,624	29,867	97.8	35,342	14,946	121.0
富山県	37,038	34,056	111.5	17,815	16,381	132.6
石川県	36,045	31,161	102.0	15,325	13,249	107.3
福井県	26,791	33,356	109.2	16,444	20,474	165.8
山梨県	25,396	29,677	97.2	12,546	14,661	118.7
長野県	64,941	30,262	99.1	28,262	13,170	106.6
岐阜県	59,640	28,826	94.4	27,346	13,217	107.0
静岡県	120,783	32,204	105.4	61,852	16,491	133.5
愛知県	248,528	34,218	112.0	112,151	15,441	125.0
三重県	54,295	29,530	96.7	39,002	21,213	171.7
滋賀県	44,769	32,104	105.1	23,603	16,926	137.0
京都府	74,063	29,127	95.4	27,859	10,956	88.7
大阪府	295,459	34,039	111.5	88,702	10,219	82.7
兵庫県	174,247	31,270	102.4	71,180	12,774	103.4
奈良県	30,311	21,632	70.8	10,087	7,199	58.3
和歌山県	24,734	24,281	79.5	13,012	12,773	103.4
鳥取県	16,054	27,270	89.3	5,929	10,071	81.5
島根県	18,060	25,328	82.9	9,497	13,319	107.8
岡山県	52,466	27,162	88.9	27,987	14,489	117.3
広島県	81,018	28,460	93.2	38,103	13,385	108.4
山口県	38,285	26,486	86.7	23,932	16,557	134.0
徳島県	21,686	27,568	90.3	10,726	13,635	110.4
香川県	30,309	30,114	98.6	10,325	10,258	83.0
愛媛県	38,411	26,651	87.3	18,118	12,570	101.8
高知県	18,670	24,577	80.5	6,218	8,184	66.3
福岡県	149,742	29,655	97.1	49,093	9,722	78.7
佐賀県	21,824	25,574	83.7	10,784	12,637	102.3
長崎県	35,847	25,041	82.0	11,580	8,089	65.5
熊本県	44,742	24,552	80.4	16,507	9,058	73.3
大分県	31,771	26,547	86.9	18,110	15,132	122.5
宮崎県	27,584	24,118	79.0	12,779	11,173	90.5
鹿児島県	42,352	24,824	81.3	15,095	8,848	71.6
沖縄県	37,821	26,580	87.0	7,871	5,532	44.8
合計	3,868,179	30,540	100.0	1,564,516	12,352	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
4,208	769	100.7	294,603	53,817	76.0	北海道
928	671	87.8	76,354	55,207	78.0	青森県
1,697	1,288	168.6	69,032	52,384	74.0	岩手県
1,232	535	70.0	121,891	52,934	74.8	宮城県
2,406	2,215	289.9	56,926	52,417	74.0	秋田県
1,039	895	117.1	62,200	53,611	75.7	山形県
1,157	581	76.0	116,841	58,659	82.9	福島県
1,684	569	74.5	201,518	68,080	96.2	茨城県
1,039	523	68.5	145,361	73,092	103.3	栃木県
1,116	560	73.3	140,702	70,671	99.8	群馬県
3,566	499	65.3	444,354	62,152	87.8	埼玉県
2,603	423	55.4	393,459	64,002	90.4	千葉県
18,948	1,492	195.3	1,420,331	111,843	158.0	東京都
5,656	634	83.0	660,163	74,031	104.6	神奈川県
1,153	488	63.9	155,630	65,816	93.0	新潟県
661	608	79.6	79,586	73,180	103.4	富山県
984	851	111.4	78,776	68,102	96.2	石川県
708	881	115.3	63,439	78,985	111.6	福井県
556	649	84.9	58,083	67,875	95.9	山梨県
1,430	667	87.3	141,466	65,922	93.1	長野県
426	206	27.0	137,371	66,397	93.8	岐阜県
1,451	387	50.7	293,101	78,148	110.4	静岡県
3,667	505	66.1	604,038	83,164	117.5	愛知県
494	269	35.2	134,613	73,214	103.4	三重県
312	224	29.3	98,704	70,783	100.0	滋賀県
733	288	37.7	174,571	68,655	97.0	京都府
7,582	874	114.4	658,277	75,839	107.1	大阪府
4,284	769	100.7	393,655	70,644	99.8	兵庫県
305	218	28.5	70,220	50,113	70.8	奈良県
466	458	59.9	60,030	58,929	83.2	和歌山県
355	604	79.1	33,908	57,597	81.4	鳥取県
476	667	87.3	41,525	58,235	82.3	島根県
1,184	613	80.2	126,537	65,509	92.5	岡山県
1,512	531	69.5	194,313	68,259	96.4	広島県
1,044	722	94.5	94,418	65,320	92.3	山口県
443	563	73.7	51,188	65,072	91.9	徳島県
415	412	53.9	62,562	62,159	87.8	香川県
943	654	85.6	91,222	63,292	89.4	愛媛県
711	936	122.5	42,379	55,786	78.8	高知県
6,054	1,199	156.9	315,373	62,457	88.2	福岡県
380	446	58.4	48,340	56,647	80.0	佐賀県
2,271	1,586	207.6	69,282	48,399	68.4	長崎県
849	466	61.0	92,384	50,695	71.6	熊本県
605	505	66.1	72,877	60,893	86.0	大分県
1,079	943	123.4	59,665	52,166	73.7	宮崎県
3,113	1,825	238.9	89,237	52,305	73.9	鹿児島県
2,808	1,974	258.4	75,393	52,984	74.8	沖縄県
96,734	764	100.0	8,965,898	70,787	100.0	合計

平成23年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	7,063	1,290	90.6	46,545	8,503	119.7
青森県	2,714	1,962	137.8	10,766	7,784	109.6
岩手県	2,652	2,012	141.3	8,815	6,689	94.2
宮城県	3,344	1,452	102.0	17,540	7,617	107.3
秋田県	2,193	2,019	141.8	7,184	6,615	93.2
山形県	2,494	2,149	150.9	7,349	6,334	89.2
福島県	3,734	1,875	131.7	14,596	7,328	103.2
茨城県	5,092	1,720	120.8	22,243	7,515	105.8
栃木県	3,421	1,720	120.8	14,959	7,522	105.9
群馬県	3,915	1,966	138.1	14,148	7,106	100.1
埼玉県	7,388	1,033	72.5	47,097	6,587	92.8
千葉県	6,348	1,033	72.5	41,325	6,722	94.7
東京都	5,512	434	30.5	105,894	8,339	117.4
神奈川県	6,122	686	48.2	57,181	6,412	90.3
新潟県	5,046	2,134	149.9	15,972	6,755	95.1
富山県	2,155	1,981	139.1	7,259	6,675	94.0
石川県	2,038	1,762	123.7	8,277	7,155	100.8
福井県	1,617	2,013	141.4	5,557	6,918	97.4
山梨県	1,907	2,228	156.5	6,166	7,205	101.5
長野県	4,945	2,304	161.8	13,209	6,155	86.7
岐阜県	3,856	1,864	130.9	12,762	6,168	86.9
静岡県	6,900	1,840	129.2	25,725	6,859	96.6
愛知県	9,479	1,305	91.6	50,929	7,012	98.7
三重県	3,727	2,027	142.3	12,250	6,663	93.8
滋賀県	2,636	1,890	132.7	9,233	6,621	93.2
京都府	3,123	1,228	86.2	16,798	6,606	93.0
大阪府	6,954	801	56.3	72,703	8,376	118.0
兵庫県	6,496	1,166	81.9	34,693	6,226	87.7
奈良県	2,053	1,465	102.9	7,576	5,407	76.1
和歌山県	2,323	2,281	160.2	6,977	6,849	96.5
鳥取県	1,366	2,320	162.9	3,849	6,539	92.1
島根県	1,873	2,627	184.5	4,185	5,869	82.7
岡山県	4,236	2,193	154.0	12,731	6,591	92.8
広島県	4,956	1,741	122.3	18,325	6,437	90.6
山口県	2,953	2,043	143.5	9,335	6,458	90.9
徳島県	1,825	2,320	162.9	5,262	6,690	94.2
香川県	2,243	2,228	156.5	6,815	6,771	95.4
愛媛県	3,057	2,121	148.9	9,219	6,396	90.1
高知県	1,883	2,479	174.1	5,247	6,907	97.3
福岡県	7,534	1,492	104.8	37,449	7,416	104.4
佐賀県	1,965	2,303	161.7	6,151	7,208	101.5
長崎県	2,969	2,074	145.6	9,522	6,652	93.7
熊本県	3,786	2,078	145.9	12,208	6,699	94.3
大分県	2,546	2,127	149.4	8,341	6,969	98.1
宮崎県	2,689	2,351	165.1	7,841	6,855	96.5
鹿児島県	3,954	2,318	162.8	11,185	6,556	92.3
沖縄県	3,288	2,310	162.2	10,071	7,077	99.7
合計	180,370	1,424	100.0	899,464	7,101	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県	
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		
287	52	346.7	11	2	40.0	北海道	
15	11	73.3	6	4	80.0	青森県	
6	5	33.3	0	0	0.0	岩手県	
1	0	0.0	13	6	120.0	宮城県	
57	53	353.3	-	-	-	秋田県	
6	5	33.3	0	0	0.0	山形県	
1	0	0.0	3	1	20.0	福島県	
2	1	6.7	11	4	80.0	茨城県	
27	13	86.7	156	79	1,580.0	栃木県	
4	2	13.3	5	3	60.0	群馬県	
30	4	26.7	1	0	0.0	埼玉県	
64	10	66.7	53	9	180.0	千葉県	
5	0	0.0	13	1	20.0	東京都	
-	-	-	21	2	40.0	神奈川県	
834	353	2,353.3	6	2	40.0	新潟県	
0	0	0.0	-	-	-	富山県	
0	0	0.0	-	-	-	石川県	
1	1	6.7	-	-	-	福井県	
-	-	-	1	1	20.0	山梨県	
0	0	0.0	4	2	40.0	長野県	
10	5	33.3	4	2	40.0	岐阜県	
0	0	0.0	20	5	100.0	静岡県	
7	1	6.7	25	3	60.0	愛知県	
13	7	46.7	1	0	0.0	三重県	
5	4	26.7	20	14	280.0	滋賀県	
0	0	0.0	2	1	20.0	京都府	
-	-	-	65	8	160.0	大阪府	
4	1	6.7	6	1	20.0	兵庫県	
-	-	-	10	7	140.0	奈良県	
-	-	-	1	1	20.0	和歌山県	
-	-	-	-	-	-	鳥取県	
0	0	0.0	-	-	-	島根県	
8	4	26.7	10	5	100.0	岡山県	
1	0	0.0	45	16	320.0	広島県	
60	41	273.3	2	1	20.0	山口県	
2	3	20.0	99	125	2,500.0	徳島県	
-	-	-	-	-	-	香川県	
0	0	0.0	-	-	-	愛媛県	
29	39	260.0	2	3	60.0	高知県	
36	7	46.7	28	5	100.0	福岡県	
-	-	-	-	-	-	佐賀県	
2	1	6.7	1	1	20.0	長崎県	
0	0	0.0	42	23	460.0	熊本県	
45	38	253.3	2	2	40.0	大分県	
-	-	-	-	-	-	宮崎県	
296	173	1,153.3	0	0	0.0	鹿児島県	
32	22	146.7	-	-	-	沖縄県	
1,889	15	100.0	687	5	100.0	合計	

平成23年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,194	401	243.0	9,181	1,677	62.7
青森県	182	131	79.4	1,102	796	29.7
岩手県	521	396	240.0	-	-	-
宮城県	478	208	126.1	4,554	1,978	73.9
秋田県	626	577	349.7	1,421	1,309	48.9
山形県	574	495	300.0	-	-	-
福島県	572	287	173.9	4,026	2,021	75.5
茨城県	309	104	63.0	-	-	-
栃木県	735	370	224.2	2,994	1,505	56.2
群馬県	860	432	261.8	2,040	1,025	38.3
埼玉県	64	9	5.5	8,300	1,161	43.4
千葉県	276	45	27.3	10,225	1,663	62.1
東京都	215	17	10.3	97,966	7,714	288.3
神奈川県	885	99	60.0	31,429	3,524	131.7
新潟県	859	363	220.0	4,348	1,839	68.7
富山県	299	275	166.7	3,190	2,933	109.6
石川県	570	493	298.8	2,395	2,070	77.4
福井県	419	522	316.4	-	-	-
山梨県	705	823	498.8	-	-	-
長野県	1,226	571	346.1	1,917	893	33.4
岐阜県	702	339	205.5	1,500	725	27.1
静岡県	1,510	402	243.6	7,821	2,085	77.9
愛知県	325	45	27.3	29,426	4,051	151.4
三重県	545	297	180.0	2,491	1,355	50.6
滋賀県	238	171	103.6	1,467	1,052	39.3
京都府	183	72	43.6	6,885	2,708	101.2
大阪府	139	16	9.7	36,553	4,211	157.4
兵庫県	680	122	73.9	16,906	3,034	113.4
奈良県	37	26	15.8	921	657	24.6
和歌山県	386	379	229.7	2,062	2,024	75.6
鳥取県	183	311	188.5	-	-	-
島根県	190	266	161.2	-	-	-
岡山県	183	95	57.6	7,783	4,029	150.6
広島県	246	86	52.1	9,478	3,330	124.4
山口県	263	182	110.3	-	-	-
徳島県	39	50	30.3	-	-	-
香川県	123	122	73.9	1,959	1,946	72.7
愛媛県	162	113	68.5	1,891	1,312	49.0
高知県	54	71	43.0	1,087	1,430	53.4
福岡県	263	52	31.5	15,222	3,015	112.7
佐賀県	158	185	112.1	-	-	-
長崎県	216	151	91.5	1,812	1,266	47.3
熊本県	415	228	138.2	1,927	1,057	39.5
大分県	519	434	263.0	2,903	2,426	90.7
宮崎県	171	149	90.3	1,108	969	36.2
鹿児島県	311	182	110.3	1,872	1,097	41.0
沖縄県	52	37	22.4	828	582	21.7
合計	20,863	165	100.0	338,988	2,676	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
46,882	8,564	85.6	-	-	-	-	北海道
1,465	1,059	10.6	-	-	-	-	青森県
2,254	1,710	17.1	-	-	-	-	岩手県
16,884	7,332	73.3	1	-	-	-	宮城県
303	279	2.8	-	-	-	-	秋田県
7,786	6,711	67.1	-	-	-	-	山形県
9,437	4,738	47.3	-	-	-	-	福島県
18,048	6,097	60.9	-	-	-	-	茨城県
15,644	7,866	78.6	-	-	-	-	栃木県
12,666	6,362	63.6	-	-	-	-	群馬県
67,974	9,508	95.0	-	-	-	-	埼玉県
57,543	9,360	93.5	0	-	-	-	千葉県
273,125	21,507	214.9	383	30	111.1	-	東京都
125,384	14,061	140.5	12	1	3.7	-	神奈川県
12,998	5,497	54.9	586	248	918.5	-	新潟県
3,310	3,044	30.4	4	4	14.8	-	富山県
11,236	9,714	97.1	-	-	-	-	石川県
5,952	7,411	74.1	-	-	-	-	福井県
2,890	3,378	33.8	10	12	44.4	-	山梨県
13,373	6,232	62.3	-	-	-	-	長野県
16,363	7,909	79.0	25	12	44.4	-	岐阜県
41,206	10,987	109.8	550	147	544.4	-	静岡県
97,568	13,433	134.2	-	-	-	-	愛知県
11,047	6,008	60.0	-	-	-	-	三重県
9,180	6,583	65.8	1	1	3.7	-	滋賀県
30,221	11,885	118.8	16	6	22.2	-	京都府
132,595	15,276	152.7	-	-	-	-	大阪府
66,514	11,936	119.3	-	-	-	-	兵庫県
8,848	6,315	63.1	-	-	-	-	奈良県
6,654	6,532	65.3	-	-	-	-	和歌山県
721	1,224	12.2	-	-	-	-	鳥取県
1,413	1,982	19.8	-	-	-	-	島根県
15,711	8,134	81.3	-	-	-	-	岡山県
29,587	10,393	103.9	-	-	-	-	広島県
11,024	7,627	76.2	-	-	-	-	山口県
2,962	3,765	37.6	-	-	-	-	徳島県
443	440	4.4	-	-	-	-	香川県
1,145	794	7.9	-	-	-	-	愛媛県
-	-	-	0	0	0.0	-	高知県
42,131	8,344	83.4	1,415	280	1,037.0	-	福岡県
2,097	2,457	24.6	-	-	-	-	佐賀県
9,074	6,339	63.3	-	-	-	-	長崎県
5,912	3,244	32.4	3	2	7.4	-	熊本県
7,783	6,503	65.0	-	-	-	-	大分県
3,543	3,097	30.9	-	-	-	-	宮崎県
8,591	5,036	50.3	364	213	788.9	-	鹿児島県
-	-	-	15	11	40.7	-	沖縄県
1,267,491	10,007	100.0	3,384	27	100.0	-	合 計

平成23年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県	市町村税 A			地方交付税 B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	689,417	125,939	78.3	851,734	155,590	217.6
青森県	148,436	107,326	66.7	225,949	163,371	228.5
岩手県	137,406	104,270	64.8	273,629	207,642	290.5
宮城県	280,528	121,825	75.7	379,285	164,713	230.4
秋田県	111,935	103,069	64.1	208,443	191,933	268.5
山形県	132,103	113,862	70.8	169,192	145,829	204.0
福島県	236,640	118,803	73.8	314,103	157,693	220.6
茨城県	429,432	145,078	90.2	234,036	79,066	110.6
栃木県	305,339	153,533	95.4	109,032	54,824	76.7
群馬県	292,251	146,790	91.2	135,658	68,138	95.3
埼玉県	1,064,429	148,882	92.5	168,710	23,597	33.0
千葉県	948,024	154,210	95.9	197,842	32,182	45.0
東京都	3,546,282	279,251	173.6	64,038	5,043	7.1
神奈川県	1,626,259	182,370	113.4	72,925	8,178	11.4
新潟県	318,080	134,516	83.6	293,140	123,968	173.4
富山県	163,880	150,688	93.7	98,747	90,798	127.0
石川県	173,245	149,771	93.1	118,283	102,256	143.0
福井県	127,218	158,393	98.5	72,251	89,956	125.8
山梨県	121,724	142,243	88.4	101,275	118,346	165.5
長野県	293,594	136,812	85.0	273,152	127,286	178.1
岐阜県	292,965	141,601	88.0	178,056	86,061	120.4
静岡県	623,752	166,308	103.4	117,269	31,267	43.7
愛知県	1,355,145	186,578	116.0	106,801	14,704	20.6
三重県	278,352	151,392	94.1	133,950	72,854	101.9
滋賀県	214,416	153,762	95.6	96,181	68,973	96.5
京都府	401,570	157,928	98.2	169,650	66,720	93.3
大阪府	1,529,430	176,203	109.5	278,103	32,040	44.8
兵庫県	888,441	159,436	99.1	337,785	60,617	84.8
奈良県	170,305	121,538	75.5	129,814	92,642	129.6
和歌山県	128,881	126,519	78.6	129,577	127,203	177.9
鳥取県	66,997	113,801	70.7	95,166	161,651	226.1
島根県	82,798	116,117	72.2	159,185	223,243	312.3
岡山県	277,294	143,558	89.2	198,305	102,664	143.6
広島県	439,158	154,270	95.9	219,311	77,041	107.8
山口県	198,848	137,566	85.5	149,927	103,722	145.1
徳島県	102,200	129,919	80.8	101,236	128,694	180.0
香川県	135,901	135,025	83.9	88,963	88,390	123.6
愛媛県	181,022	125,597	78.1	168,109	116,638	163.2
高知県	85,569	112,638	70.0	146,059	192,264	268.9
福岡県	714,962	141,592	88.0	375,163	74,298	103.9
佐賀県	99,011	116,024	72.1	106,873	125,237	175.2
長崎県	157,558	110,066	68.4	223,916	156,422	218.8
熊本県	199,662	109,564	68.1	248,463	136,344	190.7
大分県	152,180	127,155	79.0	148,827	124,354	174.0
宮崎県	123,146	107,669	66.9	158,224	138,339	193.5
鹿児島県	188,165	110,291	68.6	279,914	164,068	229.5
沖縄県	143,427	100,796	62.7	148,353	104,259	145.8
合計	20,377,377	160,883	100.0	9,054,605	71,488	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
33,545	6,128	166.5	1,574,697	287,657	121.9	北海道
6,131	4,433	120.4	380,515	275,129	116.6	青森県
8,796	6,675	181.3	419,831	318,586	135.0	岩手県
9,577	4,159	113.0	669,390	290,697	123.1	宮城県
6,481	5,968	162.1	326,859	300,970	127.5	秋田県
5,163	4,450	120.9	306,457	264,141	111.9	山形県
10,887	5,466	148.5	561,630	281,962	119.4	福島県
14,545	4,914	133.5	678,013	229,058	97.0	茨城県
8,189	4,118	111.9	422,560	212,475	90.0	栃木県
9,339	4,691	127.4	437,248	219,619	93.0	群馬県
19,376	2,710	73.6	1,252,514	175,189	74.2	埼玉県
18,880	3,071	83.4	1,164,746	189,463	80.3	千葉県
23,748	1,870	50.8	3,634,067	286,163	121.2	東京都
22,005	2,468	67.0	1,721,190	193,015	81.8	神奈川県
12,206	5,162	140.2	623,425	263,646	111.7	新潟県
4,799	4,413	119.9	267,426	245,899	104.2	富山県
4,641	4,012	109.0	296,169	256,040	108.5	石川県
3,533	4,399	119.5	203,002	252,748	107.1	福井県
3,115	3,640	98.9	226,113	264,229	111.9	山梨県
11,758	5,479	148.8	578,504	269,578	114.2	長野県
9,341	4,515	122.7	480,362	232,178	98.4	岐阜県
14,913	3,976	108.0	755,934	201,552	85.4	静岡県
24,540	3,379	91.8	1,486,487	204,661	86.7	愛知県
7,720	4,199	114.1	420,022	228,445	96.8	三重県
4,590	3,291	89.4	315,187	226,026	95.8	滋賀県
7,548	2,968	80.6	578,768	227,616	96.4	京都府
22,139	2,551	69.3	1,829,672	210,793	89.3	大阪府
18,272	3,279	89.1	1,244,498	223,332	94.6	兵庫県
4,176	2,980	81.0	304,295	217,161	92.0	奈良県
3,840	3,769	102.4	262,298	257,491	109.1	和歌山県
2,445	4,152	112.8	164,608	279,605	118.5	鳥取県
4,493	6,301	171.2	246,476	345,661	146.4	島根県
9,731	5,038	136.9	485,330	251,260	106.4	岡山県
10,934	3,841	104.3	669,404	235,153	99.6	広島県
5,571	3,854	104.7	354,346	245,142	103.9	山口県
3,672	4,668	126.8	207,107	263,281	111.5	徳島県
3,394	3,372	91.6	228,258	226,786	96.1	香川県
5,523	3,832	104.1	354,655	246,067	104.2	愛媛県
3,502	4,610	125.2	235,130	309,511	131.1	高知県
20,423	4,045	109.9	1,110,548	219,934	93.2	福岡県
3,546	4,156	112.9	209,430	245,418	104.0	佐賀県
5,711	3,990	108.4	387,185	270,478	114.6	長崎県
7,953	4,364	118.6	456,078	250,272	106.0	熊本県
5,999	5,013	136.2	307,007	256,522	108.7	大分県
6,671	5,833	158.5	288,042	251,841	106.7	宮崎県
8,793	5,154	140.0	476,872	279,513	118.4	鹿児島県
4,099	2,880	78.2	295,879	207,935	88.1	沖縄県
466,252	3,681	100.0	29,898,233	236,052	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成23年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,274,418	232,804	83.7	373,626	68,252	78.0
青森県	273,306	197,612	71.1	74,716	54,023	61.8
岩手県	262,039	198,846	71.5	70,537	53,526	61.2
宮城県	526,022	228,437	82.2	143,175	62,177	71.1
秋田県	208,524	192,008	69.1	57,043	52,525	60.0
山形県	242,476	208,994	75.2	67,727	58,375	66.7
福島県	446,308	224,065	80.6	116,105	58,290	66.6
茨城県	778,255	262,923	94.6	236,625	79,940	91.4
栃木県	544,198	273,638	98.4	157,150	79,019	90.3
群馬県	521,020	261,695	94.1	149,334	75,007	85.7
埼玉県	1,823,687	255,079	91.8	680,955	95,245	108.9
千葉県	1,631,264	265,349	95.5	617,790	100,493	114.9
東京都	5,809,471	457,465	164.6	1,839,868	144,880	165.6
神奈川県	2,693,488	302,050	108.7	1,040,891	116,726	133.4
新潟県	572,869	242,266	87.1	156,414	66,147	75.6
富山県	287,281	264,156	95.0	84,145	77,372	88.4
石川県	307,026	265,426	95.5	87,648	75,772	86.6
福井県	224,146	279,073	100.4	60,533	75,366	86.2
山梨県	223,849	261,583	94.1	63,312	73,984	84.6
長野県	527,691	245,900	88.5	153,287	71,430	81.7
岐阜県	524,813	253,663	91.2	158,194	76,461	87.4
静岡県	1,089,952	290,610	104.5	326,709	87,109	99.6
愛知県	2,332,804	321,182	115.5	735,681	101,289	115.8
三重県	504,338	274,303	98.7	150,875	82,059	93.8
滋賀県	375,651	269,386	96.9	115,548	82,861	94.7
京都府	683,319	268,733	96.7	214,761	84,460	96.6
大阪府	2,561,400	295,094	106.2	732,652	84,408	96.5
兵庫県	1,495,636	268,400	96.5	493,131	88,495	101.2
奈良県	299,596	213,807	76.9	116,684	83,272	95.2
和歌山県	223,108	219,019	78.8	65,685	64,482	73.7
鳥取県	121,256	205,968	74.1	35,407	60,142	68.8
島根県	149,678	209,911	75.5	44,423	62,300	71.2
岡山県	485,841	251,524	90.5	139,379	72,158	82.5
広島県	760,088	267,009	96.0	233,006	81,852	93.6
山口県	353,252	244,385	87.9	104,166	72,064	82.4
徳島県	182,621	232,153	83.5	50,905	64,712	74.0
香川県	249,537	247,928	89.2	74,056	73,578	84.1
愛媛県	321,339	222,952	80.2	90,795	62,995	72.0
高知県	152,210	200,361	72.1	46,239	60,867	69.6
福岡県	1,247,244	247,006	88.9	373,007	73,871	84.4
佐賀県	183,383	214,894	77.3	51,133	59,919	68.5
長崎県	281,543	196,679	70.7	85,598	59,797	68.4
熊本県	367,904	201,886	72.6	107,540	59,012	67.5
大分県	268,305	224,184	80.6	74,188	61,989	70.9
宮崎県	224,984	196,708	70.8	63,018	55,098	63.0
鹿児島県	337,386	197,755	71.1	94,977	55,669	63.6
沖縄県	256,196	180,047	64.8	71,035	49,921	57.1
合 計	35,210,720	277,995	100.0	11,079,674	87,476	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、地方税法特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた額である。
また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
127,473	23,286	63.8	295,180	53,922	76.5	北 海 道		
26,676	19,288	52.8	71,639	51,798	73.4	青 森 県		
26,458	20,077	55.0	67,779	51,434	72.9	岩 手 県		
69,911	30,360	83.2	121,891	52,934	75.1	宮 城 県		
20,102	18,510	50.7	54,399	50,091	71.0	秋 田 県		
24,615	21,216	58.1	61,736	53,211	75.4	山 形 県		
52,380	26,297	72.0	115,753	58,113	82.4	福 島 県		
94,463	31,913	87.4	201,518	68,080	96.5	茨 城 県		
63,092	31,724	86.9	145,361	73,092	103.6	栃 木 県		
63,183	31,735	86.9	140,702	70,671	100.2	群 馬 県		
177,431	24,817	68.0	444,354	62,152	88.1	埼 玉 県		
157,826	25,673	70.3	393,459	64,002	90.7	千 葉 県		
1,133,042	89,221	244.4	1,420,331	111,843	158.6	東 京 都		
282,438	31,673	86.8	660,163	74,031	105.0	神 奈 川 県		
67,991	28,753	78.8	155,630	65,816	93.3	新 潟 県		
39,048	35,904	98.3	74,826	68,803	97.6	富 山 県		
39,928	34,518	94.6	77,873	67,322	95.5	石 川 県		
33,070	41,173	112.8	63,087	78,546	111.4	福 井 県		
34,839	40,712	111.5	58,061	67,848	96.2	山 梨 県		
59,572	27,760	76.0	141,175	65,786	93.3	長 野 県		
62,389	30,155	82.6	136,303	65,881	93.4	岐 阜 県		
134,721	35,920	98.4	293,131	78,156	110.8	静 岡 県		
304,105	41,869	114.7	604,416	83,217	118.0	愛 知 県		
62,557	34,024	93.2	134,613	73,214	103.8	三 重 県		
55,079	39,498	108.2	98,704	70,783	100.4	滋 賀 県		
88,923	34,971	95.8	172,214	67,728	96.0	京 都 府		
397,901	45,842	125.6	658,015	75,809	107.5	大 阪 府		
161,950	29,063	79.6	393,283	70,577	100.1	兵 庫 県		
23,456	16,740	45.9	70,010	49,963	70.8	奈 良 県		
25,189	24,727	67.7	59,691	58,597	83.1	和 歌 山 県		
13,054	22,173	60.7	31,991	54,340	77.0	鳥 取 県		
16,859	23,644	64.8	39,266	55,068	78.1	島 根 県		
60,063	31,095	85.2	126,509	65,495	92.9	岡 山 県		
96,836	34,017	93.2	194,313	68,259	96.8	広 島 県		
42,990	29,741	81.5	94,418	65,319	92.6	山 口 県		
23,167	29,451	80.7	51,188	65,072	92.3	徳 島 県		
37,834	37,590	103.0	62,562	62,159	88.1	香 川 県		
43,693	30,315	83.0	91,222	63,292	89.7	愛 媛 県		
15,388	20,255	55.5	40,367	53,136	75.3	高 知 県		
155,341	30,764	84.3	312,862	61,960	87.8	福 岡 県		
22,500	26,366	72.2	48,042	56,298	79.8	佐 賀 県		
30,389	21,229	58.2	69,282	48,399	68.6	長 崎 県		
40,433	22,187	60.8	91,409	50,161	71.1	熊 本 県		
29,280	24,465	67.0	72,877	60,893	86.3	大 分 県		
24,281	21,230	58.2	57,037	49,869	70.7	宮 崎 県		
34,208	20,050	54.9	89,237	52,305	74.2	鹿 児 島 県		
27,813	19,546	53.5	75,393	52,984	75.1	沖 縄 県		
4,623,935	36,507	100.0	8,933,273	70,530	100.0	合 計		

分を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税分を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
北海道	13,110.4	12,876.2	-3.1	-1.8	13,338.0	13,043.7	-3.7	-2.2	18,365.1	18,052.8
青森県	3,258.9	3,193.1	-3.7	-2.0	3,350.3	3,262.2	-4.1	-2.6	4,510.0	4,417.0
岩手県	3,035.4	2,969.8	-6.0	-2.2	3,039.6	2,967.2	-6.6	-2.4	4,340.8	4,254.6
宮城県	5,835.9	5,746.0	-4.1	-1.5	5,875.8	5,786.4	-5.5	-1.5	8,172.7	8,006.5
秋田県	2,601.2	2,592.4	-7.3	-0.3	2,593.8	2,581.5	-7.6	-0.5	3,727.2	3,697.2
山形県	2,742.2	2,594.7	-10.0	-5.4	2,760.2	2,620.1	-9.8	-5.1	3,900.2	3,691.0
福島県	5,517.4	5,219.1	-5.7	-5.4	5,581.7	5,249.8	-6.1	-5.9	7,595.6	7,228.1
茨城県	8,394.0	7,407.0	-1.3	-11.8	8,862.3	7,854.1	-1.2	-11.4	11,483.6	10,312.4
栃木県	5,934.1	5,839.9	-5.5	-1.6	5,862.1	5,734.1	-6.8	-2.2	8,001.3	7,894.1
群馬県	5,251.7	5,223.7	-8.4	-0.5	5,345.8	5,087.4	-9.5	-4.8	7,162.7	7,042.8
埼玉県	14,943.8	14,753.5	-4.4	-1.3	20,935.7	20,444.3	-3.2	-2.3	20,814.6	20,431.1
千葉県	13,643.2	13,600.1	-2.7	-0.3	18,189.1	17,909.3	-2.6	-1.5	19,474.0	19,209.0
東京都	66,440.9	64,303.3	-6.1	-3.2	52,437.9	50,282.3	-9.6	-4.1	88,604.0	85,201.6
神奈川県	21,756.3	20,740.0	-2.8	-4.7	29,031.4	27,597.8	-1.9	-4.9	31,034.1	29,747.6
新潟県	6,192.4	5,914.8	-4.3	-4.5	6,301.3	6,014.0	-5.1	-4.6	8,761.0	8,423.1
富山県	3,205.2	2,831.9	-4.6	-11.6	3,278.2	2,889.9	-5.6	-11.8	4,495.3	4,096.6
石川県	3,192.6	2,933.6	-4.2	-8.1	3,228.7	2,993.1	-6.1	-7.3	4,557.0	4,250.0
福井県	2,235.7	2,180.9	-3.8	-2.5	2,235.1	2,151.3	-5.1	-3.8	3,172.6	3,113.2
山梨県	2,260.0	2,115.6	-3.1	-6.4	2,375.0	2,203.5	-1.8	-7.2	3,101.2	2,906.4
長野県	5,849.2	5,791.5	-5.0	-1.0	5,929.0	5,832.9	-4.8	-1.6	8,022.3	7,918.5
岐阜県	5,221.2	4,977.8	-3.0	-4.7	5,555.9	5,270.4	-4.3	-5.1	7,225.1	6,906.2
静岡県	12,043.9	11,006.8	-4.9	-8.6	12,161.2	11,096.6	-6.2	-8.8	16,286.2	15,112.8
愛知県	23,642.5	22,036.2	-12.3	-6.8	23,475.3	22,032.5	-12.5	-6.1	33,546.5	31,891.3
三重県	4,946.1	4,721.6	-12.1	-4.5	5,365.8	5,106.1	-11.0	-4.8	7,364.1	7,155.3
滋賀県	4,228.2	4,108.8	-3.8	-2.8	4,264.2	4,152.5	-4.9	-2.6	5,860.7	5,701.5
京都府	7,256.2	7,013.8	-3.2	-3.3	7,715.4	7,381.1	-3.4	-4.3	9,896.2	9,553.9
大阪府	27,634.5	26,368.8	-3.0	-4.6	26,714.0	25,341.0	-5.3	-5.1	37,765.3	35,826.5
兵庫県	13,371.0	12,534.6	-2.9	-6.3	15,251.6	14,405.8	-4.4	-5.5	19,030.1	17,825.9
奈良県	2,616.1	2,463.2	-4.7	-5.8	3,586.0	3,368.8	-4.4	-6.1	3,628.1	3,438.2
和歌山県	2,307.2	2,181.3	-5.4	-5.5	2,560.9	2,404.3	-5.6	-6.1	3,268.0	3,122.5
鳥取県	1,362.7	1,294.7	-3.6	-5.0	1,375.0	1,298.6	-4.0	-5.6	1,978.4	1,888.3
島根県	1,596.6	1,594.3	-9.4	-0.1	1,630.1	1,626.4	-9.2	-0.2	2,365.9	2,333.6
岡山県	4,995.2	4,776.3	-8.8	-4.4	5,173.1	4,920.7	-9.3	-4.9	7,181.2	6,928.7
広島県	8,289.5	7,770.9	-3.7	-6.3	8,257.2	7,686.3	-7.4	-6.9	11,473.4	10,815.0
山口県	3,999.6	3,834.7	-5.1	-4.1	4,158.7	3,939.5	-6.0	-5.3	5,707.1	5,476.6
徳島県	1,956.4	1,951.0	-4.1	-0.3	2,104.6	2,044.2	-5.4	-2.9	2,672.3	2,643.4
香川県	2,604.8	2,585.8	-3.1	-0.7	2,598.0	2,548.9	-5.8	-1.9	3,636.7	3,587.6
愛媛県	3,295.2	3,263.3	-7.6	-1.0	3,372.7	3,336.1	-8.1	-1.1	4,680.1	4,632.0
高知県	1,572.3	1,521.5	-2.0	-3.2	1,592.8	1,546.3	-3.6	-2.9	2,220.8	2,140.8
福岡県	13,200.2	13,004.9	-4.2	-1.5	13,518.0	13,270.2	-4.8	-1.8	17,901.1	17,564.9
佐賀県	2,101.0	1,930.1	-4.9	-8.1	2,106.4	1,935.7	-6.0	-8.1	2,925.8	2,723.5
長崎県	3,054.3	3,063.3	-2.0	0.3	3,113.6	3,081.7	-3.5	-1.0	4,338.2	4,320.1
熊本県	3,966.6	3,844.9	-5.7	-3.1	4,109.9	3,958.7	-6.7	-3.7	5,537.5	5,366.1
大分県	3,069.5	2,715.4	0.1	-11.5	3,031.9	2,735.4	-4.9	-9.8	4,446.3	4,044.1
宮崎県	2,426.4	2,398.8	-4.5	-1.1	2,404.2	2,340.3	-5.3	-2.7	3,520.8	3,470.0
鹿児島県	3,750.8	3,658.1	-4.5	-2.5	3,880.1	3,768.6	-6.1	-2.9	5,272.0	5,133.2
沖縄県	2,569.5	2,609.9	0.8	1.6	2,813.4	2,826.5	-0.2	0.5	3,687.0	3,721.1
合計	362,478.1	348,057.9	-5.1	-4.0	372,440.6	355,927.9	-6.0	-4.4	502,710.1	483,216.5

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成24年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別
20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	
-2.6	-1.7	19,516.8	19,323.3	-2.9	-1.0	2,410	2,369	-3.1	-1.7	北海道
-3.2	-2.1	4,644.7	4,666.9	-3.6	0.5	2,407	2,366	-3.1	-1.7	青森県
-4.8	-2.0	4,921.3	4,893.3	-5.1	-0.6	2,248	2,214	-5.7	-1.5	岩手県
-3.3	-2.0	8,778.2	8,673.6	-3.4	-1.2	2,511	2,478	-5.2	-1.3	宮城県
-5.6	-0.8	4,225.9	4,230.2	-5.8	0.1	2,341	2,356	-6.5	0.6	秋田県
-7.4	-5.4	4,549.9	4,348.6	-6.5	-4.4	2,323	2,223	-9.1	-4.3	山形県
-4.3	-4.8	8,846.7	8,450.1	-4.1	-4.5	2,719	2,574	-5.4	-5.4	福島県
-1.3	-10.2	11,855.3	10,890.7	-1.9	-8.1	2,990	2,653	-1.0	-11.3	茨城県
-4.5	-1.3	8,729.5	8,680.9	-4.1	-0.6	2,915	2,859	-6.7	-1.9	栃木県
-6.3	-1.7	7,423.2	7,445.3	-6.9	0.3	2,657	2,535	-9.3	-4.6	群馬県
-3.4	-1.8	22,356.6	22,176.3	-3.9	-0.8	2,943	2,867	-3.5	-2.6	埼玉県
-2.2	-1.4	20,332.9	20,393.9	-2.0	0.3	2,971	2,917	-3.0	-1.8	千葉県
-5.6	-3.8	96,330.9	92,356.6	-4.4	-4.1	4,084	3,907	-10.2	-4.3	東京都
-2.5	-4.1	34,278.6	32,594.6	-2.5	-4.9	3,256	3,086	-2.3	-5.2	神奈川県
-3.6	-3.9	9,377.7	9,167.3	-3.4	-2.2	2,635	2,529	-4.6	-4.0	新潟県
-3.6	-8.9	4,845.0	4,491.6	-2.7	-7.3	2,977	2,638	-5.3	-11.4	富山県
-3.6	-6.7	4,970.9	4,660.3	-4.3	-6.2	2,765	2,569	-5.9	-7.1	石川県
-3.9	-1.9	3,283.4	3,281.7	-5.3	-0.1	2,751	2,663	-4.6	-3.2	福井県
-2.6	-6.3	3,159.0	3,032.5	-3.3	-4.0	2,728	2,542	-1.2	-6.8	山梨県
-3.8	-1.3	9,277.4	9,488.8	-1.9	2.3	2,731	2,701	-4.4	-1.1	長野県
-2.4	-4.4	7,786.4	7,550.6	-2.3	-3.0	2,645	2,520	-4.1	-4.7	岐阜県
-4.0	-7.2	16,926.4	15,852.3	-3.7	-6.3	3,200	2,926	-6.2	-8.6	静岡県
-10.1	-4.9	38,437.6	36,477.4	-8.8	-5.1	3,171	2,970	-13.1	-6.3	愛知県
-9.2	-2.8	8,324.1	7,774.8	-6.6	-6.6	2,861	2,731	-11.0	-4.6	三重県
-3.6	-2.7	6,467.4	6,310.3	-3.5	-2.4	3,041	2,955	-5.3	-2.8	滋賀県
-2.7	-3.5	10,261.5	10,159.8	-2.7	-1.0	2,935	2,815	-3.1	-4.1	京都府
-3.4	-5.1	39,637.5	38,576.9	-3.8	-2.7	3,034	2,879	-5.2	-5.1	大阪府
-1.2	-6.3	21,340.5	20,079.6	-0.2	-5.9	2,730	2,580	-4.3	-5.5	兵庫県
-3.6	-5.2	3,896.6	3,698.4	-2.7	-5.1	2,555	2,408	-4.0	-5.7	奈良県
-4.1	-4.5	3,121.7	3,171.6	-8.6	1.6	2,532	2,394	-4.9	-5.4	和歌山県
-3.0	-4.6	2,064.0	2,008.4	-3.3	-2.7	2,310	2,199	-3.2	-4.8	鳥取県
-6.3	-1.4	2,455.3	2,473.0	-6.7	0.7	2,249	2,265	-8.4	0.7	島根県
-6.4	-3.5	7,774.7	7,567.0	-5.4	-2.7	2,655	2,534	-9.1	-4.6	岡山県
-3.7	-5.7	12,124.4	11,677.3	-3.3	-3.7	2,878	2,685	-7.2	-6.7	広島県
-3.6	-4.0	5,838.4	5,829.6	-4.1	-0.2	2,842	2,708	-5.4	-4.7	山口県
-2.7	-1.1	2,770.2	2,778.8	-3.1	0.3	2,650	2,590	-4.7	-2.3	徳島県
-2.8	-1.3	3,740.0	3,749.3	-2.9	0.2	2,591	2,551	-5.5	-1.6	香川県
-6.2	-1.0	4,796.5	4,860.8	-6.5	1.3	2,336	2,323	-7.6	-0.5	愛媛県
-1.5	-3.6	2,229.1	2,210.7	-2.7	-0.8	2,059	2,017	-2.5	-2.0	高知県
-3.6	-1.9	18,944.5	18,834.7	-3.1	-0.6	2,675	2,626	-4.8	-1.8	福岡県
-3.2	-6.9	3,043.0	2,891.1	-3.7	-5.0	2,461	2,272	-5.7	-7.7	佐賀県
-1.6	-0.4	4,939.5	4,912.8	-0.5	-0.5	2,162	2,155	-2.6	-0.3	長崎県
-4.1	-3.1	6,080.5	6,119.0	-2.7	0.6	2,257	2,183	-6.4	-3.3	熊本県
-0.1	-9.0	4,864.5	4,475.0	1.6	-8.0	2,526	2,290	-4.6	-9.4	大分県
-3.3	-1.4	3,820.9	3,771.9	-4.3	-1.3	2,116	2,068	-4.8	-2.3	宮崎県
-3.8	-2.6	5,556.9	5,384.3	-2.9	-3.1	2,259	2,207	-5.4	-2.3	鹿児島県
0.9	0.9	3,980.6	4,013.6	1.3	0.8	2,045	2,045	-0.4	0.0	沖縄県
-4.3	-3.9	542,926.7	526,455.8	-3.9	-3.0	2,917	2,791	-6.0	-4.3	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
3	4,736,076	104.9	1,196,915	100.5	929,323	100.9
4	4,832,556	102.0	1,102,788	92.1	873,450	94.0
5	4,826,076	99.9	987,425	89.5	751,634	86.1
6	4,956,122	101.4	957,339	97.0	713,874	96.5
7	5,045,943	101.8	976,255	102.0	722,218	101.2
8	5,159,439	102.2	1,038,733	106.4	745,079	103.2
9	5,212,954	101.0	1,043,892	100.5	781,900	104.9
10	5,109,192	98.0	907,927	87.0	709,486	90.7
11	5,065,992	99.2	870,110	95.8	698,279	98.4
12	5,108,347	100.8	927,307	106.6	720,764	103.2
13	5,017,106	98.2	853,479	92.0	676,867	93.9
14	4,980,088	99.3	811,107	95.0	644,187	95.2
15	5,018,891	100.8	843,221	104.0	658,481	102.2
16	5,027,608	100.2	874,659	103.7	678,469	103.0
17	5,053,494	100.5	896,412	102.5	706,357	104.1
18	5,091,063	100.7	939,004	104.8	746,507	105.7
19	5,130,233	100.8	948,434	101.0	768,317	102.9
20	4,895,201	95.4	888,835	93.7	710,147	92.4
21	4,739,339	96.8	683,722	76.9	607,180	85.5
22	4,800,980	101.3	742,502	108.6	618,633	101.9
23	4,732,826	98.6	744,735	100.3	637,974	103.1
24	4,749,000	100.3	745,000	100.0	631,000	98.9
25	4,877,000	102.7	782,000	105.0	654,000	103.6

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
3	33,881	-	233,711	93.2	2,499,230	104.8
4	232	-	229,106	98.0	2,572,736	102.9
5	-4,557	-	240,348	104.9	2,631,921	102.3
6	-14,574	-	258,039	107.3	2,747,092	102.5
7	12,203	-	241,834	93.7	2,796,223	101.8
8	16,335	-	277,319	114.7	2,871,189	102.7
9	34,498	-	227,494	82.0	2,881,365	100.4
10	7	-	198,434	87.2	2,880,810	100.0
11	-32,337	-	204,168	102.9	2,895,073	100.5
12	3,344	-	203,199	99.5	2,885,343	99.7
13	-9,252	-	185,864	91.5	2,890,920	100.2
14	-13,093	-	180,013	96.9	2,888,248	99.9
15	4,735	-	180,005	100.0	2,882,973	99.8
16	12,380	-	183,810	102.1	2,884,128	100.0
17	6,146	-	183,909	100.1	2,923,976	101.4
18	4,684	-	187,813	102.1	2,933,752	100.3
19	16,576	-	163,541	87.1	2,947,275	100.5
20	13,412	-	165,276	101.1	2,881,054	97.8
21	-49,877	-	126,419	76.5	2,842,110	98.6
22	-5,493	-	129,362	102.3	2,847,142	100.2
23	-27,990	-	134,751	104.2	2,873,077	100.9
24	-24,000	-	138,000	102.3	2,892,000	100.7
25	-20,000	-	148,000	107.5	2,942,000	101.7

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数17年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.6	110.9	56.3	102.2	33.2	-
50	49.6	95.4	86.9	102.2	57.2	110.4
55	67.0	102.1	114.4	112.5	78.4	107.6
60	79.7	102.4	112.5	98.3	88.8	101.9
平成2年度	100.4	104.9	108.2	101.2	95.4	103.3
3	99.7	99.3	108.7	100.5	98.0	102.8
4	93.8	94.1	107.5	98.9	99.6	101.6
5	90.4	96.4	105.7	98.3	100.9	101.2
6	93.2	103.1	104.2	98.6	101.2	100.4
7	95.2	102.1	103.1	98.9	101.0	99.9
8	98.4	103.4	101.6	98.5	101.4	100.4
9	99.5	101.1	102.6	101.0	103.5	102.0
10	92.7	93.2	100.4	97.9	103.7	100.2
11	95.1	102.6	99.6	99.2	103.2	99.5
12	99.2	104.3	99.1	99.5	102.6	99.5
13	90.1	90.8	96.6	97.5	101.5	99.0
14	92.7	102.9	95.0	98.3	100.9	99.4
15	95.4	102.9	94.5	99.5	100.7	99.8
16	99.1	103.9	96.0	101.6	100.6	99.9
17	100.7	101.6	97.7	101.8	100.4	99.9
18	105.3	104.6	99.7	102.0	100.6	100.2
19	108.1	102.7	102.0	102.3	101.0	100.4
20	94.4	87.3	105.2	103.1	102.1	101.1
21	86.1	91.2	99.8	94.9	100.4	98.3
22	94.1	109.3	100.2	100.4	99.9	99.6
23	93.2	99.0	101.6	101.4	99.8	99.9
24	-	97.1	-	98.8	-	99.9
25	-	103.4	-	100.8	-	100.5

(注) 平成23年度までは実績、平成24年度及び平成25年度は「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 平成25年度地方財政計画
- II 平成25年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成25年度の税制改正(内国税関係)による
増減収見込額
- IV 平成25年度主要経済指標

I 平成25年度地方財政計画

【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	340,175	336,569	3,606	1.1
II 地 方 譲 与 税	23,470	22,615	855	3.8
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,756	2,803	△ 47	△ 1.7
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	110	113	△ 3	△ 2.7
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,696	2,884	△ 188	△ 6.5
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	140	127	13	10.2
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	124	1	0.8
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	17,643	16,564	1,079	6.5
III 地 方 特 例 交 付 金	1,255	1,275	△ 20	△ 1.6
IV 地 方 交 付 税	170,624	174,545	△ 3,921	△ 2.2
V 国 庫 支 出 金	118,503	117,604	899	0.8
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	14,879	15,575	△ 696	△ 4.5
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	76,183	74,315	1,868	2.5
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	28,595	28,299	296	1.0
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,882	5,474	408	7.5
(ロ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	10,699	9,767	932	9.5
(ハ) 子 ど も の た め の 金 銭 の 給 付 交 付 金	14,311	14,585	△ 274	△ 1.9
(ニ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,894	3,906	△ 12	△ 0.3
(ホ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	12,802	12,284	518	4.2
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	24,745	24,984	△ 239	△ 1.0
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	24,361	24,565	△ 204	△ 0.8
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	384	419	△ 35	△ 8.4
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	275	267	8	3.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	70	68	2	2.9
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	706	715	△ 9	△ 1.3
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,290	1,319	△ 29	△ 2.2
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	299	305	△ 6	△ 2.0
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56	56	0	0.0
VI 地 方 債	111,517	111,654	△ 137	△ 0.1
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	13,888	14,037	△ 149	△ 1.1
VIII 雑 収 入	39,852	40,444	△ 592	△ 1.5
IX 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 130	△ 96	△ 34	35.4
歳 入 合 計	819,154	818,647	507	0.1

(注) 全国防災事業一般財源充当分の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された「緊急防災・減災事業一般財源充当分」の額である。

(単位：億円)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	197,479	209,760	△ 12,281	△ 5.9
1 給与費(退職手当を除く)	177,691	188,011	△ 10,320	△ 5.5
(7) 義務教育教職員	55,627	58,532	△ 2,905	△ 5.0
(4) 警察関係職員	21,929	23,104	△ 1,175	△ 5.1
(9) 消防職員	11,561	12,184	△ 623	△ 5.1
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	88,574	94,191	△ 5,617	△ 6.0
2 退職手当	19,587	21,513	△ 1,926	△ 9.0
3 恩給	201	236	△ 35	△ 14.8
II 一 般 行 政 経 費	318,257	311,406	6,851	2.2
1 国庫補助負担金等を伴うもの	163,919	158,820	5,099	3.2
(7) 生活保護費	38,126	37,731	395	1.0
(4) 児童保護費	11,764	10,949	815	7.4
(9) 障害者自立支援給付費	21,398	19,534	1,864	9.5
(エ) 後期高齢者医療給付費	22,583	21,309	1,274	6.0
(オ) 介護給付費	23,668	22,442	1,226	5.5
(カ) 子どものための金銭の給付交付金	20,593	20,730	△ 137	△ 0.7
(キ) その他の一般行政経費	25,787	26,125	△ 338	△ 1.3
2 国庫補助負担金を伴わないもの	139,993	138,095	1,898	1.4
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,345	14,491	△ 146	△ 1.0
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	14,950	0	0.0
IV 公 債 償 還 費	131,078	130,790	288	0.2
V 維 持 補 修 費	9,889	9,667	222	2.3
VI 投 資 的 経 費	106,698	108,984	△ 2,286	△ 2.1
1 直轄事業負担金	5,874	5,876	△ 2	△ 0.0
2 公 共 事 業 費	50,794	51,478	△ 684	△ 1.3
(7) 普通建設事業費	50,271	50,901	△ 630	△ 1.2
(4) 災害復旧事業費	523	577	△ 54	△ 9.4
(直轄、補助事業計)	56,668	57,354	△ 686	△ 1.2
3 一 般 事 業 費	32,548	33,222	△ 674	△ 2.0
(7) 普通建設事業費	32,178	32,852	△ 674	△ 2.1
(4) 災害復旧事業費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	17,482	18,408	△ 926	△ 5.0
(7) 過疎対策事業費	8,450	8,055	395	4.9
(4) 地域活性化事業費	475	559	△ 84	△ 15.0
(9) 旧合併特例事業費	6,602	7,722	△ 1,120	△ 14.5
(エ) 防災対策事業費	1,003	1,034	△ 31	△ 3.0
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	952	1,038	△ 86	△ 8.3
(地方単独事業計)	50,030	51,630	△ 1,600	△ 3.1
VII 給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	7,550	—	7,550	皆増
1 緊急防災・減災事業費	4,550	—	4,550	皆増
2 地域の元気づくり事業費	3,000	—	3,000	皆増
VIII 公 営 企 業 繰 出 金	25,753	26,590	△ 837	△ 3.1
1 収 益 勘 定 繰 出 金	12,529	13,239	△ 710	△ 5.4
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,224	13,351	△ 127	△ 1.0
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,500	6,500	1,000	15.4
歳 出 合 計	819,154	818,647	507	0.1

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	340,175	41.5	336,569	41.1
地 方 譲 与 税	23,470	2.9	22,615	2.8
地 方 特 例 交 付 金	1,255	0.2	1,275	0.2
地 方 交 付 税	170,624	20.8	174,545	21.3
国 庫 支 出 金	118,503	14.5	117,604	14.4
地 方 債	111,517	13.6	111,654	13.6
使 用 料 及 び 手 数 料	13,888	1.7	14,037	1.7
雑 収 入	39,852	4.8	40,444	4.9
歳 入 合 計	819,284	100.0	818,743	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	197,479	24.1	209,760	25.6
一 般 行 政 経 費	318,257	38.9	311,406	38.0
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	14,950	1.8	14,950	1.8
公 債 費	131,078	16.0	130,790	16.0
維 持 補 修 費	9,889	1.2	9,667	1.2
投 資 的 経 費	106,698	13.0	108,984	13.3
給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	7,550	0.9	—	—
公 営 企 業 繰 出 金	25,753	3.2	26,590	3.3
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	7,500	0.9	6,500	0.8
歳 出 合 計	819,154	100.0	818,647	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	6,198	6,855	△ 657	△ 9.6
II 国庫支出金	16,895	10,772	6,123	56.8
III 地方債	233	127	106	83.5
IV 雑収入	21	34	△ 13	△ 38.2
歳入合計	23,347	17,788	5,559	31.3
B 歳 出				
I 給与関係経費	121	145	△ 24	△ 16.6
II 一般行政経費	6,829	9,496	△ 2,667	△ 28.1
1 国庫補助負担金等を伴うもの	5,283	6,805	△ 1,522	△ 22.4
2 国庫補助負担金を伴わないもの	1,546	2,691	△ 1,145	△ 42.5
III 公債費	18	33	△ 15	△ 45.5
IV 投資的経費	16,255	8,091	8,164	100.9
1 直轄事業負担金	534	555	△ 21	△ 3.8
2 公共事業費	15,211	6,836	8,375	122.5
3 一般事業費	510	700	△ 190	△ 27.1
V 公営企業繰出金	124	23	101	439.1
歳出合計	23,347	17,788	5,559	31.3

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	6,198	26.5	6,855	38.5
II 国庫支出金	16,895	72.4	10,772	60.6
III 地方債	233	1.0	127	0.7
IV 雑収入	21	0.1	34	0.2
歳入合計	23,347	100.0	17,788	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	121	0.5	145	0.8
II 一般行政経費	6,829	29.3	9,496	53.4
III 公債費	18	0.1	33	0.2
IV 投資的経費	16,255	69.6	8,091	45.5
IV 公営企業繰出金	124	0.5	23	0.1
歳出合計	23,347	100.0	17,788	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	123	—	123	皆増
II 一 般 財 源 充 当 分	130	96	34	35.4
III 国 庫 支 出 金	800	2,059	△ 1,259	△ 61.1
IV 地 方 債	973	4,173	△ 3,200	△ 76.7
V 雑 収 入	5	1	4	400.0
歳 入 合 計	2,031	6,329	△ 4,298	△ 67.9
B 歳 出				
I 一 般 行 政 経 費	—	120	△ 120	皆減
1 国庫補助負担金等を伴うもの	—	70	△ 70	皆減
2 国庫補助負担金を伴わないもの	—	50	△ 50	皆減
II 公 債 費	258	30	228	760.0
III 投 資 的 経 費	1,773	5,743	△ 3,970	△ 69.1
1 直 轄 事 業 負 担 金	76	195	△ 119	△ 61.0
2 公 共 事 業 費	1,697	4,198	△ 2,501	△ 59.6
3 一 般 事 業 費	—	1,350	△ 1,350	皆減
IV 公 営 企 業 繰 出 金	—	436	△ 436	皆減
歳 出 合 計	2,031	6,329	△ 4,298	△ 67.9

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	123	6.1	—	—
II 一 般 財 源 充 当 分	130	6.4	96	1.5
III 国 庫 支 出 金	800	39.4	2,059	32.5
IV 地 方 債	973	47.9	4,173	66.0
V 雑 収 入	5	0.2	1	0.0
歳 入 合 計	2,031	100.0	6,329	100.0
B 歳 出				
I 一 般 行 政 経 費	—	—	120	1.9
II 公 債 費	258	12.7	30	0.5
III 投 資 的 経 費	1,773	87.3	5,743	90.7
IV 公 営 企 業 繰 出 金	—	—	436	6.9
歳 出 合 計	2,031	100.0	6,329	100.0

Ⅱ 平成25年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	平成25年度					
	平成24年度 当初予算額	平成25年度		平成25年度		前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	
(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)	(6)=(5)-(1)	
(一 般 会 計)						
所得税	110,940	3,680	114,620	-	114,620	3,680
源泉分	23,970	400	24,370	△ 10	24,360	390
申告分	134,910	4,080	138,990	△ 10	138,980	4,070
計	88,080	1,450	89,530	△ 2,390	87,140	△ 940
法人税	14,300	650	14,950	-	14,950	650
相続税	104,230	2,260	106,490	-	106,490	2,260
消費税	13,390	80	13,470	-	13,470	80
酒税	9,450	460	9,910	-	9,910	460
たばこ税	26,110	△ 450	25,660	-	25,660	△ 450
揮発油税	110	-	110	-	110	-
石油ガス税	440	60	500	-	500	60
航空機燃料税	5,460	1,040	6,500	-	6,500	1,040
石油石炭税	3,290	10	3,300	-	3,300	10
電源開発促進税	4,170	△ 310	3,860	-	3,860	△ 310
自動車重量税	9,100	△ 130	8,970	-	8,970	△ 130
関税	100	-	100	-	100	-
とん税	7,370	680	8,050	-	8,050	680
印紙収入	2,950	△ 20	2,930	40	2,970	20
現金収入	10,320	660	10,980	40	11,020	700
計	423,460	9,860	433,320	△ 2,360	430,960	7,500
合計						
(交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計)						
地方揮発油税	2,793	△ 48	2,745	-	2,745	△ 48
石油ガス税 (譲与分)	110	-	110	-	110	-
航空機燃料税 (譲与分)	126	17	143	-	143	17
自動車重量税 (譲与分)	2,862	△ 213	2,649	-	2,649	△ 213
特別とん税	125	-	125	-	125	-
地方法人特別税	16,587	1,098	17,685	-	17,685	1,098
合計	22,603	854	23,457	-	23,457	854
(国 債 整 理 基 金 特 別 会 計)						
たばこ特別税	1,462	71	1,533	-	1,533	71
(東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計)						
復興特別所得税	495	2,600	3,095	-	3,095	2,600
復興特別法人税	4,810	4,335	9,145	-	9,145	4,335
合計	5,305	6,935	12,240	-	12,240	6,935
総計	452,830	17,720	470,550	△ 2,360	468,190	15,360

Ⅲ 平成25年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平 年 度	初 年 度
1. 個人所得課税		
(1) 所得税の最高税率の見直し	590	-
(2) 少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充※	▲ 60	-
(3) 住宅税制		
①住宅ローン減税の拡充	▲ 570	-
②認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の拡充	▲ 150	-
小 計	▲ 720	-
(4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し	10	-
個人所得課税 計	▲ 180	-
2. 資産課税		
(1) 相続税・贈与税		
①相続税の基礎控除の見直し	2,570	-
②相続税の税率構造の見直し	210	-
③小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	▲ 130	-
④未成年者控除及び障害者控除の引上げ	▲ 30	-
⑤贈与税の税率構造の緩和	▲ 10	-
⑥相続時精算課税制度の適用要件の見直し	▲ 110	-
⑦事業承継税制の見直し	▲ 80	-
小 計	2,420	-
(2) その他		
①不動産の譲渡に関する契約書に係る印紙税の税率の特例の拡充	▲ 200	-
②金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税の免税点引上げ	▲ 160	-
③電子申請による登記に係る登録免許税の特例の見直し	40	40
小 計	▲ 320	40
資産課税 計	2,100	40
3. 法人課税		
(1) 国内設備投資を促進するための税制措置の創設※	▲ 1,050	▲ 1,000
(2) 企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置の創設※	▲ 1,050	▲ 630
(3) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設※	▲ 190	▲ 140
(4) 研究開発税制の拡充※	▲ 580	▲ 450
(5) 環境関連投資促進税制の拡充※	▲ 20	▲ 20
(6) 雇用促進税制の拡充※	▲ 30	▲ 20
(7) 交際費等の損金不算入制度の見直し※	▲ 350	▲ 110
(8) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し	▲ 20	▲ 20
(9) トン数標準税制の拡充	▲ 30	▲ 10
法人課税 計	▲ 3,320	▲ 2,400
4. 納税環境整備		
延滞税等の見直し	▲ 120	0
合 計	▲ 1,520	▲ 2,360

（備考）1. 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の適用期限（平成25年12月31日）が到来した後の本則税率（15%）適用に伴う増収見込額（平年度）は1,710億円である。

2. 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成26年から平成29年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と、改正前の制度（平成25年中に居住の用に供する場合に適用される制度）を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

3. ※は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る項目であり、減収見込額は、平年度▲3,330億円、初年度▲2,370億円である。

IV 平成25年度主要経済指標

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比増減率					
	(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	473.3	474.9	487.7	▲ 1.4	0.3	0.3	1.0	2.7	2.5
民間最終消費支出	287.3	289.2	294.2	0.9	1.5	0.7	1.2	1.7	1.6
民間住宅	13.5	13.8	14.8	4.2	3.7	2.3	3.1	7.5	6.8
民間企業設備	63.8	63.1	65.4	3.1	4.1	▲ 1.1	▲ 0.7	3.6	3.5
民間在庫品増加()内は寄与度	▲ 2.8	▲ 2.4	▲ 2.0	(▲ 0.5)	(▲ 0.5)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
政府支出	117.9	121.6	125.8	0.9	0.9	3.1	4.2	3.5	3.1
政府最終消費支出	96.8	98.4	99.6	1.3	1.5	1.6	2.9	1.3	1.1
公的固定資本形成	21.0	23.2	26.2	▲ 1.6	▲ 2.3	10.2	10.2	13.0	11.9
財貨・サービスの輸出	70.9	69.0	73.6	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 2.8	▲ 1.8	6.8	4.3
(控除)財貨・サービスの輸入	77.3	79.3	84.2	11.2	5.2	2.5	4.0	6.2	3.7
内需寄与度				0.8	1.3	1.2	1.9	2.7	2.5
民需寄与度				0.6	1.0	0.4	0.8	1.8	1.7
公需寄与度				0.2	0.2	0.8	1.0	0.9	0.8
外需寄与度				▲ 2.2	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.0	0.0
国民所得	346.8	349.1	358.9	▲ 1.6		0.7		2.8	
雇用者報酬	245.3	244.8	247.9	0.6		▲ 0.2		1.2	
財産所得	19.7	19.7	20.7	▲ 2.4		▲ 0.2		5.1	
企業所得	81.7	84.5	90.3	▲ 7.3		3.4		6.8	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,578	6,547	6,550		▲ 0.8		▲ 0.5		0.0
就業者数	6,279	6,270	6,297		▲ 0.3		▲ 0.1		0.4
雇用者数	5,501	5,511	5,559		▲ 0.1		0.2		0.9
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.5	4.2	3.9						
生産		%	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 1.0	▲ 2.9	3.4						
物価		%	%程度						
国内企業物価指数・変化率	1.4	▲ 1.2	0.8						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.1	▲ 0.1	0.5						
GDPデフレーター・変化率	▲ 1.7	▲ 0.6	0.2						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	▲ 5.3	▲ 9.3	▲ 9.3						
貿易収支	▲ 3.5	▲ 6.4	▲ 6.6						
輸出	62.2	61.0	65.3		▲ 2.8		▲ 2.5		7.0
輸入	66.1	67.4	72.0		14.0		2.0		6.8
経常収支	7.6	4.4	5.0						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	1.6	0.9	1.0						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 労働・雇用の平成23年度については岩手県、宮城県及び福島県について補完的に推計した全国値。

(注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	3.4	2.4	2.9
円相場(円/ドル)	79.0	81.9	87.8
原油輸入価格(ドル/バレル)	114.1	113.6	112.5

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成24年12月26日～平成25年1月18日の期間の平均値(87.8円/ドル)が平成25年1月21日以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、スポット価格の前月平均値に運賃、保険料を付加した値。スポット価格は、平成24年12月26日～平成25年1月18日の期間の平均値が平成25年1月21日以降一定と想定。平成25年2月以降の原油輸入価格(112.5ドル/バレル)で一定と想定。